

令和4年版

第3次浦安市環境基本計画年次報告書

令和5年3月

目次

1. 第3次環境基本計画について	1
(1) 計画の策定趣旨	1
(2) 望ましい環境像	2
(3) 計画の対象とする範囲	3
(4) 計画期間	3
(5) 計画の基本方針	4
(6) 施策	6
2. 分野別取り組みの実施状況	7
基本方針1 環境を保全・創出する人づくり、地域づくり	7
1. 環境行動	
(1) 環境を大切にする人づくり	8
(2) 連携・協力による環境行動の推進	10
基本方針2 環境にやさしいまち	13
2-1. 脱炭素社会	
(1) 脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進	14
(2) 気候変動に適応したまちづくりの推進	18
2-2. 循環型社会	
(1) ごみの減量と再資源化の推進	22
(2) 廃棄物の適正な収集と処理	25
基本方針3 豊かで安全な暮らし	28
3-1. 自然環境	
(1) 身近に親しみやすい豊かな水辺空間の創出	30
(2) みどり豊かな生活空間の創出	31
(3) 生物多様性の保全	33
3-2. 生活環境	
(1) 大気環境の確保	35
(2) 水質の確保	37
(3) 安心して暮らせる生活環境の確保	39

3. 令和3年度 数値データ一覧 43

◆脱炭素社会 43

- ①市の事務事業における温室効果ガス排出量 43
- ②市域の温室効果ガス排出量 44
- ③浦安エコホーム補助金事業 補助対象別内訳 45
- ④浦安エコホーム補助金事業 太陽光発電システム補助金交付実績 45
- ⑤公共施設における再生可能エネルギー等の導入状況 46

◆循環型社会 48

- ①ごみ排出量の推移 48
- ②一人あたりの1日平均ごみ排出量の推移（資源物を除く） 49
- ③再資源化率の推移 49
- ④焼却処分量と最終処分量の推移 50
- ⑤粗大ごみの受付件数の推移 50
- ⑥（年度別）家庭系ごみ・事業系ごみの詳細 51

◆自然環境 54

◆生活環境 54

●大気 54

- ①光化学スモッグ注意報・警報発令状況（葛南地域） 55
- ②微小粒子物質（PM2.5）の測定結果 55
- ③有害大気汚染物質（ベンゼン等）測定経年変化 56
- ④大気中のダイオキシン類の濃度測定結果 56
- ⑤大気中のアスベストの濃度の測定結果 56
- ⑥酸性雨測定結果 56

●水質 61

- （河川）①旧江戸川 BOD 経年変化 59
- ②市内河川（猫実川、堀江川、境川（A・B地点）、見明川） 59
- ③河川等水質調査結果 60
- （海域）①東京湾水質測定結果 61
- （下水道） 66

●騒音・振動・その他 63

- ①自動車騒音・道路交通振動要請限度調査結果 63
- ②自動車騒音の常時監視に係る面的調査の結果 64
- ③羽田空港航空機騒音測定結果 64
- ④地盤沈下測定結果 64

資料編

- 1 環境審議会 66
 - 浦安市環境審議会規則 67
- 2 浦安市環境基本条例 68
- 3 浦安市環境保全条例 72

1. 第3次環境基本計画について

(1) 計画の策定趣旨

環境基本計画は、浦安市環境基本条例が示す基本理念にのっとり、本市の環境の保全・創出に関する施策を、市民・事業者・市が協力し、総合的かつ計画的に推進することを目的に策定しています。

本市では、平成 15 年（2003 年）に浦安市環境基本条例を制定し、平成 17 年（2005 年）に環境基本計画を策定しました。平成 26 年（2014 年）には、第 2 次計画を策定し、市民・事業者・市が協力して、市内の生活環境の確保、みどりや水辺にふれ合う空間の整備、再生可能エネルギーの普及、家庭系ごみの削減など環境の保全に関する取り組みを進めてきました。

第 3 次環境基本計画は、これまでの計画の趣旨を踏まえながらも第 2 次計画策定以降における本市や国内外における環境政策を取り巻く状況の変化に対応するため、令和 3 年度から 10 年間にわたる市の環境政策の方向性を示したものです。

《第 2 次計画期間における主な環境政策を取り巻く状況》

【市】

- ・令和元年（2019 年）に、市の最上位計画である総合計画（基本構想・基本計画）を策定し、「人が輝き躍動するまち・浦安 ～すべての市民の幸せのために～」を将来都市像として新たなまちづくりの方向性が示されました。
- ・令和 2 年（2020 年）に、「ゼロカーボンシティ」を表明し、2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロをめざすこととしました。

【国】

- ・平成 30 年（2018 年）に、第五次環境基本計画が閣議決定され、地域内・地域間で資源やサービスを循環させる自立・分散型の「地域循環共生圏」を創造することや、省エネルギーやゼロエミッション電源などに関する各種数値目標などが設定されました。
- ・令和 2 年（2020 年）に、国として令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガスの排出実質ゼロとすることを宣言しました。

【世界】

- ・平成 27 年（2015 年）に、国連総会において世界が直面している環境や政治、経済など喫緊の課題に取り組んでいくため「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。
- ・同年に開催された第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、令和 2 年（2020 年）以降の気候変動対策に関する新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。

(2) 望ましい環境像

本市がめざすまちづくりの基本的な方針を示した総合計画や環境基本条例に示す理念を踏まえ、計画が目指す望ましい環境都市像を掲げています。

また、第2次計画で掲げていた望ましい環境像（「人と自然とが共生する 水と緑で囲まれた持続可能な快適環境都市 うらやす」）は、普遍的なものです。

これらを踏まえ、望ましい環境像の実現のためには、市が施策を実施するだけでなく、市民・事業者などの各主体における一人ひとりの環境行動が欠かせないことから、第2次計画の考え方を引継ぎながらも、市民・事業者の行動をさらに拡大、加速していくことをめざし、本計画における望ましい環境像を次のとおり掲げます。

<望ましい環境像>

みんなでつくり つなげる 環境都市うらやす

<望ましい環境像に込められた意味>

望ましい環境像の実現のためには、市が施策を実施するだけでなく、市民・事業者による一人ひとりの地道な環境行動の積上げが必要です。本計画の望ましい環境像を市民・事業者など本市の環境に関わるすべての主体、すなわち「みんな」の行動で「つくり」あげていくものであるという意味を込めています。

また、「環境都市」という表現は第1次計画から継続して掲げ、これまで市内の水辺やみどりといった自然環境や、大気や水質、騒音対策などの生活環境の維持・保全に取り組んできました。

本計画においては、安全・安心して生活や事業を営むことができる生活環境、豊かな水辺やみどり、生きものからなる自然環境、地球温暖化の進行を防ぎ、気候変動に適応する脱炭素社会、ごみの排出が少なく、ものを繰り返し使用する循環型社会といった市域における環境を保全・創出することで持続可能なまちを実現し、次世代に「つなげる」という意味や、環境に関わる行動により人と人をつなげる」という意味を込めています。

(3) 計画の対象とする範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、次のとおりとします。

なお、「地球温暖化」には、温室効果ガスの排出削減対策に加え、気候変動への適応対策の視点も盛り込むものとします。

- | | | | |
|-------|------------|--------|---------|
| ○環境行動 | ○環境教育・環境学習 | ○地球温暖化 | ○エネルギー |
| ○廃棄物 | ○資源 | ○身近な水辺 | ○身近なみどり |
| ○大気環境 | ○水質 | ○生活環境 | |

(4) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）の10年間とします。

ただし、計画の進捗状況、上位計画・関連計画の見直し、社会経済情勢・市の環境の変化などの状況に応じて適宜見直しを行います。

表 1-1 本計画の計画期間

年度	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030
総合 計画	基本構想	20年間 → 令和21年度（2039年度）まで									
	基本計画	第1期（10年間） → 令和21年度（2039年度）まで									
第3次 環境基本計画	10年間 → 令和21年度（2039年度）まで										

(5) 計画の基本方針

本計画は、望ましい環境像「みんなでつくり つなげる 環境都市うらやす」の実現に向けて、環境に関する分野別施策を横断・連携して推進するための3つの基本方針を掲げます。

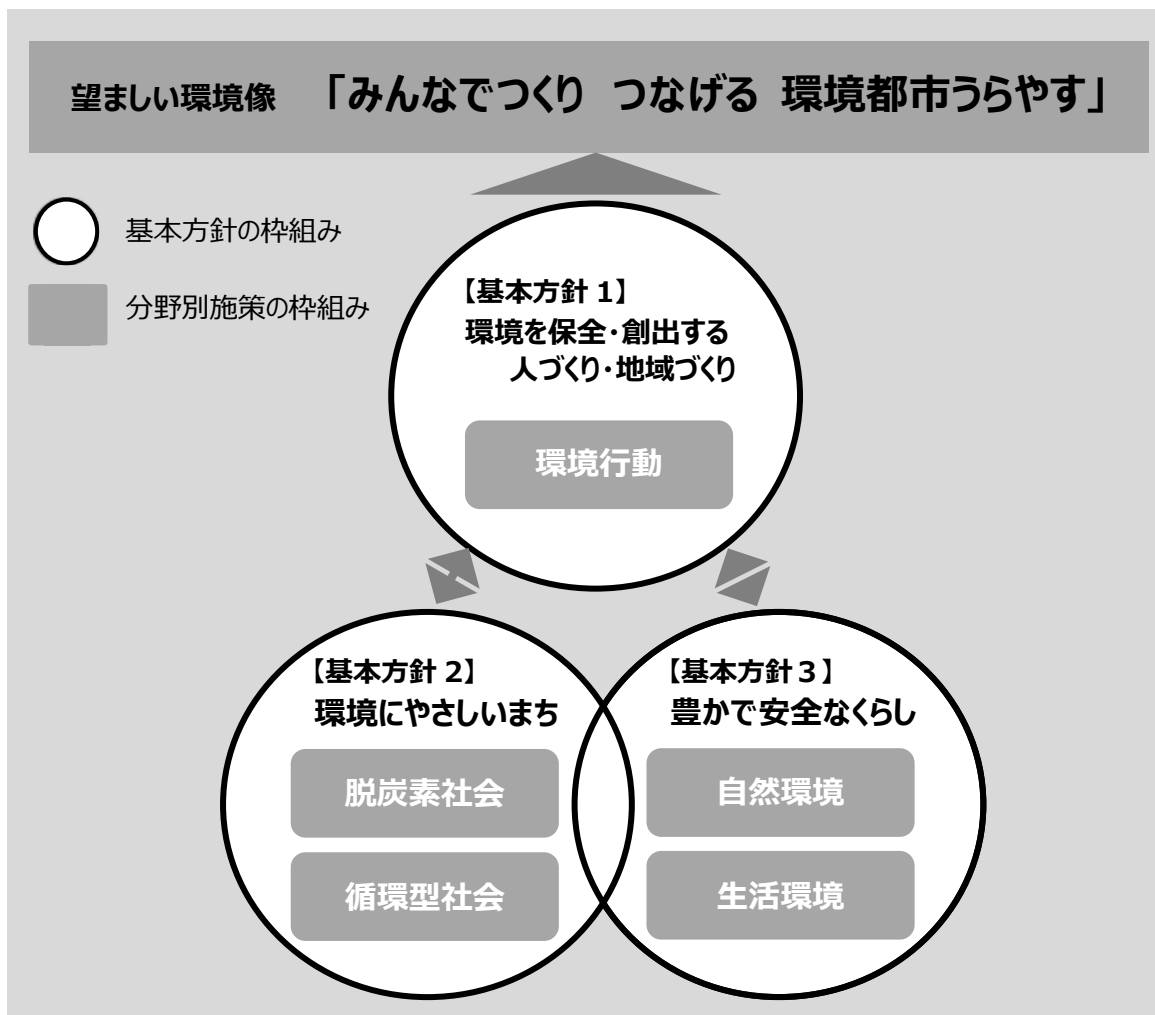
基本方針1「環境を保全・創出する人づくり・地域づくり」は、望ましい環境像の実現に向けて最も重要となる人々の「環境行動」に関する施策を推進していきます。

基本方針2および3には、環境分野のうちそれぞれ関連する分野をまとめ、基本方針2の「環境にやさしいまち」には「脱炭素社会」と「循環型社会」、基本方針3の「豊かで安全な暮らし」には「自然環境」と「生活環境」を包含し、各環境分野の施策を推進していきます。

なお、基本方針1は、基本方針2および3を推進するための手段であり、基本方針2および3の推進により基本方針1の取り組み拡大につながるという、互いに影響し合う関係となっています。

また、基本方針2および3の分野の一部は互いに関連し合っていることから、本計画では各分野の取り組みを横断的に推進していきます。

図 2-1 基本方針の全体像



望ましい環境像を実現したまちのイメージ

脱炭素社会



環境に配慮した建物

環境行動



連携・協力による
環境行動



環境学習



循環型社会



ごみの分別による
再資源化

生活環境



環境にやさしい
安全・安心なまち

自然環境



豊かな自然環境の
保全・創出

(6) 施策

基本方針にもとづいた5つの分野に、それぞれ施策の方向性を掲げ、望ましい環境像の実現に向けた施策を推進します。また、それぞれの分野にはSDGsの17の目標（ゴール）の中で、特に関連性が高いものを位置づけ、持続可能な社会の実現に貢献する施策を推進します。

	基本方針	分野	施策の方向性
望ましい環境像 みんなのでづくり つなげる環境都市うらやす	基本方針1 環境を保全・創出する 人づくり、地域づくり	環境 行動	(1) 環境を大切にする人づくり
			(2) 連携・協力による環境行動の推進
	基本方針2 環境にやさしいまち	脱炭素 社会	(1) 脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進
			(2) 気候変動に適応したまちづくりの推進
	基本方針3 豊かで安全な暮らし	循環型 社会	(1) ごみの減量と再資源化の推進
			(2) 廃棄物の適正な収集と処理
	基本方針3 豊かで安全な暮らし	自然 環境	(1) 身近で親しみやすい豊かな水辺空間の創出
			(2) みどり豊かな生活空間の創出
			(3) 生物多様性の保全
基本方針3 豊かで安全な暮らし	生活 環境	(1) 大気環境の確保	
		(2) 水質の確保	
		(3) 安心して暮らせる生活環境の確保	

2. 分野別取り組みの実施状況

基本方針 1 環境を保全・創出する人づくり、地域づくり

1-1.環境行動

《第3次環境基本計画における指標と目標値》

指標	基準値 (平成 28 年度(2016 年度))	目標値	
		(令和 7 年度(2025 年度))	(令和 12 年度(2030 年度))
地域の美化活動・リサイクル活動に参加している市民の割合	21.2%	21.2%	21.2%
環境マネジメントシステムにより環境に配慮した事業活動を行っている事業者の割合	36.4%	45%	50%

《計画事業の評価》

事業・取り組み名	事業結果			事業評価
	令和 2 年度	令和 3 年度	実施状況	
環境保全 PR 事業 (環境保全課)	【環境展来場者数】		新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度は環境展の開催を秋に延期し、規模を縮小して行った。令和 3 年度においても、対面形式の開催が難しく、展示会として開催した。	C
	1,230 人	622 人		
三番瀬環境観察館運営事業 (環境保全課)	【来館者数】		市民を対象とした環境学習や学校の学習支援、団体対応などによる講座を計 17 件実施した。新型コロナウイルスの影響により、58 日間の臨時休館となったが、令和 2 年度よりも開館日数が増えたことにより、来館者数も増加となった。	A
	5,333 人	6,761 人		
環境学習推進事業 (環境保全課)	【実施回数】		市内小学校や幼稚園・こども園などに環境学習アドバイザーを 10 回派遣した。	A
	7 回	10 回		
広域連携による温室効果ガス削減施策の検討 (環境保全課)	他市町村との連携により市域の温室効果ガスの削減を図るため、山武市との森林整備に関する協定を締結し、令和 4 年度よりカーボンオフセット事業を開始することとなった。			A

(1) 環境を大切に作る人づくり

本計画の環境の保全・創出に関わる行動主体は、市民・事業者・市であり、それらを構成するのは"人"です。そのため、市内での環境行動を促すためには、取り組みを実行する"人"の環境の保全・創出に対する取り組み意識や知識の向上、すなわち"人づくり"が欠かせません。

意識調査では、地域で活動している市民の割合が減少傾向にある結果となったため、これまであまり積極的でなかった市民への参加を促し、環境に関する活動を行う市民の裾野を広げていきます。

また、環境を大切に作る人づくりを推進するため、イベントにおける啓発活動や、三番瀬環境観察館を中心に、学校教育や社会教育とも連携を図りながら、環境学習による市民・事業者の知識や取り組み意識の向上を促します。

《主な事業内容と令和3年度の取組結果》

主な事業内容		
①省エネルギーやごみの減量など、市民の環境配慮行動の普及・促進をするためのイベントを開催します。		
令和3年度の取組結果		
【再掲】環境保全PR事業（環境保全課）		
浦安市民の森活用事業 (環境保全課)	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市外での事業を実施できなかった。	
ごみ減量推進啓発事業 (ごみゼロ課)	ごみ減量や再資源化について、ごみの分け方・出し方ルールブックおよびリーフレットなどによる啓発活動を実施した。また、おでかけビナス（出張講座）の実施、自治会員への啓発としてビナス推進員にごみ減量や再資源化に関する資料を送付した。	
	<table border="1"> <tr> <td>啓発内容 ・おでかけビナス（出前講座）1回 ・クルナビ発信数 10回以上 ・YouTube 動画公開数 19本</td> <td>令和2年度 ・ビナスニュースの全戸配布 78,390部 ・出前講座 1回</td> </tr> </table>	啓発内容 ・おでかけビナス（出前講座）1回 ・クルナビ発信数 10回以上 ・YouTube 動画公開数 19本
啓発内容 ・おでかけビナス（出前講座）1回 ・クルナビ発信数 10回以上 ・YouTube 動画公開数 19本	令和2年度 ・ビナスニュースの全戸配布 78,390部 ・出前講座 1回	
リサイクル講座事業 (ビナスプラザ)	新型コロナウイルスの影響により、令和2年度末から令和3年度は閉館や事業開催中止などの影響が出ていたが、開催時には通常の参加が見られ、リサイクルの趣旨について浸透しているものと考えられる。	
	<table border="1"> <tr> <td>・講座参加人数 26人</td> <td>令和2年度 157人</td> </tr> </table>	・講座参加人数 26人
・講座参加人数 26人	令和2年度 157人	
植木まつり事業 (みどり公園課)	市民の緑に対する関心を高めるため、植木まつりで苗木配布や児童向けの苗木配布などを行った。なお、令和2年度より環境面の理由からビニール袋に入れての配布を廃止している。	
	<table border="1"> <tr> <td>・来場者数 延べ900人</td> <td>令和2年度 延べ3,800人</td> </tr> </table>	・来場者数 延べ900人
・来場者数 延べ900人	令和2年度 延べ3,800人	

主な事業内容		
②三番瀬環境観察館や郷土博物館において、本市の自然環境や郷土の歴史などについて学べる機会を提供します。		
令和3年度の実績結果		
【再掲】三番瀬環境観察館運営事業（環境保全課）		
郷土博物館体験教室事業 （郷土博物館）	ふるさと浦安の身近な自然を知り、郷土愛を育むために体験教室等を行う。令和3年度は境川乗船体験を1回、観察会関係の事業は延べ4回実施した。	
	実施内容 ・境川乗船体験 1回（9人） ・野鳥観察会 2回（17人） ・干潟観察会 1回（8人） ・街路樹観察会 1回（9人）	令和2年度 ・境川乗船体験 1回（11人） （観察会関係は新型コロナウイルスの影響により中止）

主な事業内容		
③・未就学児・児童・生徒を対象に、出前講座やアドバイザーの派遣、体験学習を通して環境について学べる機会を提供します。 ・成人を対象に、環境問題から身近に取り組める環境行動について学べる機会を提供します。 ・事業者を対象に、環境保全に関する取り組みや環境に配慮した事業活動に向けた啓発を行います。		
令和3年度の実績結果		
【再掲】環境学習推進事業（環境保全課）		
市民大学校運営事業 （市民大学校）	地球温暖化などの現状を理解し、環境に配慮した行動の実践に向けて、環境保全に関する授業を実施する。	
	新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から事業を中止した。	令和2年度 事業中止
まちづくり出前講座 （生涯学習課）	市民の市政に関する理解を深めるとともに学習機会の拡充を図ることなどを目的として、市民からの申請にもとづき市の職員による講座を実施している。令和3年度は、環境に関する講座を1回開催した。	
	環境分野の講座の実施回数 ※（）内は全体の実施回数 ・R3 1回（12回）	令和2年度 0回（7回）
公民館主催事業（環境学習） （公民館）	子ども環境講座において、太陽光を利用して調理ができるソーラークッカーの工作を通じて、調理法や太陽光の活用方法に関する講座を開催した。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講座の開催を中止した。（高洲公民館）	
	・実施回数 2回（参加者数16人）	令和2年度 実施なし
事業者向け啓発事業 （環境保全課）	事業者の環境行動を促進・支援するため、各種セミナーや講座等の実施及び情報提供を行う。令和3年度は次年度の実施に向けた事業者との調整等を行った。	

主な事業内容		
④市広報紙など既存の媒体に加え、SNSの活用など、多様化する情報発信手段による環境情報や学習プログラムを提供します。		
令和3年度の実績結果		
環境情報の提供 （環境保全課）	生活環境に関わる情報を毎年掲載しているほか、令和3年度はゼロカーボンシティの啓発のため毎月広報うらやす及び市ホームページに記事を掲載した。	

（２）連携・協力による環境行動の推進

本計画の行動主体である市民・事業者・市は、それぞれが独自に行動しているものではなく、普段の生活や事業活動を通して互いに密接に関わっています。各主体が連携・協力を強化していくことで、地域や地球規模で存在している環境問題に対し、より効果的な対策を実行することができます。また、市内だけでなく他の自治体や市域外の団体などもネットワークを構築し、つながりを広げていくことも重要です。

そのため、市民団体や事業者による活動への支援を行うとともに、これらの各主体とさらなる連携・協力を深める取り組みを促進し、市全体で環境行動への取り組み意識を高めていきます。

また、市職員を対象とした研修会や啓発を行うことで、市の事務事業において、環境に配慮した取り組みを推進します。

《主な事業内容と令和３年度の実績結果》

主な事業内容		
①市民団体や事業者の自主的な環境保全・創出活動を広く周知、発表する場の提供など、活動を支援します。		
令和３年度の実績結果		
川をきれいにする市民活動への支援 (環境保全課)	新型コロナウイルスの影響により、江戸川を守る会での清掃活動は中止、河川美化推進員による巡回などを実施した。	
市民活動促進事業 (市民参加推進課)	市民活動センターを拠点として、環境活動を行っている団体を含めた市民活動団体への支援を行った。	
	・市民活動センター登録団体数（環境分野） 19 団体	令和２年度 20 団体

主な事業内容		
②市民団体やボランティア、事業者などと連携して、市民が環境に関心を持つきっかけとなる場を提供します。		
令和３年度の実績結果		
三番瀬保全事業 (環境保全課)	三番瀬の貴重な自然を保全し及び人材の育成を図るため、浦安三番瀬クリーンアップ大作戦や浦安三番瀬ミニクリーンアップ等三番瀬を保全する市民活動への支援を行う。令和３年度は新型コロナウイルスの影響により、規模を縮小して行った。	
	・参加者数 250 人 ・ごみ収集量 可燃 40kg、不燃 50kg	令和２年度 ・参加者数 410 人 ・ごみ収集量 可燃 110kg、不燃 90kg
みどりのネットワーク事業 (みどり公園課)	公園緑地の維持管理などを含めて、市民や事業者などとの連携により、総合的かつ計画的にみどりのまちづくりの推進を図った。	
	・加入団体数 23 団体	令和２年度 24 団体
公園等里親制度支援事業 (みどり公園課)	公園を身近に感じられるよう、清掃や花植えなど公園管理を行う市民団体等を支援した。	
	・登録団体数 20 団体 (新規加入 2 団体)	令和２年度 19 団体 (新規加入 1 団体)

令和3年度の取組結果	
緑化活動支援事業 (みどり公園課)	公園、緑地等の公共花壇区域における緑化活動や広く市民を対象とした緑に関する催し等を行う市民団体等に、花苗の支給や用具の貸し出し等を行った。
	<ul style="list-style-type: none"> 登録団体数 24 団体（新規加入 4 団体）
	令和2年度
	20 団体（新規加入 1 団体）

主な事業内容	
③市全体で環境問題に取り組んでいけるよう、事業者と連携・協力できる体制整備を図ります。	
令和3年度の取組結果	
浦安エコカンパニー制度 (環境保全課)	事業者の環境行動を促進・支援するため、一定の要件を満たした事業活動を行っている事業者を「浦安エコカンパニー」として認定する。令和3年度は、新たに2事業者について認定を行った。また、10年継続して認定した事業者に対して表彰を行った。
	<ul style="list-style-type: none"> 認定事業者数 19 事業者 10年継続表彰 1 事業者
	令和2年度
	<ul style="list-style-type: none"> 認定事業者 17 事業者 10年継続表彰 2 事業者
エコショップ認定制度 (ごみゼロ課)	レジ袋の削減や資源物の店頭回収など、ごみの発生抑制やリサイクルに取り組んでいる小売店を支援するため、「エコショップ」として認定する。令和3年度は、エコショップに関して市のホームページに掲載した。また、イオン新浦安店の協力により、レジ袋の代わりにする家庭用燃やせるごみ袋のバラ売りを行っている。
	<ul style="list-style-type: none"> 認定店舗数 7 店舗
	令和2年度
	7 店舗

主な事業内容	
④広域的な環境保全行動を推進するため、他の自治体との連携を強化します。	
令和3年度の取組結果	
【再掲】広域連携による温室効果ガス削減施策の検討（環境保全課）	

主な事業内容	
⑤市職員の環境に関する意識の向上や環境行動の推進を図るため、各種研修会などを実施します。	
令和3年度の取組結果	
環境教育研修事業 (環境保全課)	市の率先行動として、職員を対象に環境に関わる教育研修を行い、環境意識を高める。令和3年度は、部内研修としてカーボンオフセットに関する研修会を行った。
	<ul style="list-style-type: none"> 実施回数 1 回
	令和2年度
	1 回

主な事業内容	
⑥自治会などと連携して環境保全に関する取り組みを推進します。	
令和3年度の実績結果	
ごみゼロ運動推進事業 (環境保全課)	ごみの散乱防止と再資源化の普及・啓発を図るため、浦安市自治会連合会と連携し、ごみゼロ運動を推進する。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とした。

令和3年度の実績結果		
地域美化活動支援 (まちピカプログラム) (環境衛生課)	清潔できれいなまちづくりを推進するため、学校や企業、団体のボランティアによる公共の場所の美化活動や実施団体を支援する。緊急事態宣言等の発令により活動が自粛されていた令和2年度に比べ、令和3年度は実施件数が増加した。	
	<table border="1"> <tr> <td>・実施件数 33件</td> <td>令和2年度 24件</td> </tr> </table>	・実施件数 33件
・実施件数 33件	令和2年度 24件	
自治会共同清掃 (環境衛生課)	各自治会における共同清掃を支援することで、地域の環境美化を図った。	
	<table border="1"> <tr> <td>・実施回数 延べ185回</td> <td>令和2年度 延べ190回</td> </tr> </table>	・実施回数 延べ185回
・実施回数 延べ185回	令和2年度 延べ190回	
廃棄物減量等推進員 設置事業 (ごみゼロ課)	自治会から選出する廃棄物減量推進員（ビーンズ推進員）との廃棄物減量活動を通じ、ごみ排出ルールへの遵守、分別の徹底を啓発する。新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえ、第13期廃棄物減量等推進員に対し、事業関連資料を3回送付した。	
	<table border="1"> <tr> <td>・通知回数 3回</td> <td>令和2年度 2回</td> </tr> </table>	・通知回数 3回
・通知回数 3回	令和2年度 2回	
イベントごみ減量事業 (ごみゼロ課)	廃棄物減量等推進員に対し、自治会まつりのごみの減量・再資源化を呼びかけ、自治会まつり等のイベントにおいての「ごみ減量調査票・報告書」の提出を依頼している。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により自治会まつり等のイベントは開催されなかった。	
資源回収補助事業 (ごみゼロ課)	自治会、子供会等の団体が行う資源回収事業の充実、拡大を図るため、各団体の資源回収量に応じて補助金(5円/kg)を交付した。	
	<table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・団体数 111団体 ・回収数 3,258,683kg ・補助金交付額 16,293,415円 </td> <td>令和2年度 <ul style="list-style-type: none"> ・団体数 117団体 ・回収数 3,394,441kg ・補助金交付額 23,761,087円 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・団体数 111団体 ・回収数 3,258,683kg ・補助金交付額 16,293,415円
<ul style="list-style-type: none"> ・団体数 111団体 ・回収数 3,258,683kg ・補助金交付額 16,293,415円 	令和2年度 <ul style="list-style-type: none"> ・団体数 117団体 ・回収数 3,394,441kg ・補助金交付額 23,761,087円 	

基本方針 2 環境にやさしいまち

2-1.脱炭素社会

《第3次環境基本計画における指標と目標値》

指標	基準値 (平成25年度(2013年度))	目標値	
		(令和7年度(2025年度))	(令和12年度(2030年度))
市域から排出される温室効果ガス排出量 (CO ₂ 換算)	1,006.2千t-CO ₂	855.3千t-CO ₂ (基準年比▲15%)	704.5千t-CO ₂ (基準年比▲30%)
市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量(CO ₂ 換算)	38,221t-CO ₂	32,488t-CO ₂ (基準年比▲15%)	24,844t-CO ₂ (基準年比▲35%)
公共施設における再生可能エネルギー電力の導入による温室効果ガス排出削減量	— ※基準年度における電力使用による温室効果ガス排出量 13,693t-CO ₂	▲2,739t-CO ₂ (基準年比▲20%)	▲6,847t-CO ₂ (基準年比▲50%)

《計画事業の評価》

事業・取り組み名	事業結果			事業評価
	令和2年度	令和3年度	実施状況	
地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)の進捗管理 (環境保全課)	【温室効果ガス排出量】			B
	43,504t-CO ₂	33,359t-CO ₂ (基準年度比 12.7%減)	令和3年度は、前年度比 23.3%減となった。一般廃棄物 焼却による排出量が44.2%減と 大幅に減少したが、一般事務系に よる排出量は4.9%増となった。	
地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)の進捗管理 (環境保全課)	【温室効果ガス排出量】			B
	(H30年度) ※834千t-CO ₂	(R元年度) ※812千t-CO ₂	令和元年度は前年度比2.6% 減となった。これは、特に産業・業 務部門の減少が大きかった。一方 で運輸部門が増加傾向にある。	
ゼロカーボンシティ推進事業 (環境保全課)	令和4年度からのカーボンオフセット事業に向けて山武市と森林整備に関する協定を締結した。また、市庁舎で使用するガスをカーボンニュートラル都市ガスに切り替えた。			B
再生可能エネルギー電力の 導入推進(環境保全課・ 財産管理課)	【導入によるCO ₂ 削減量】		令和3年度より市庁舎及び墓地 公園の電力を再生可能エネルギー 100%の電気に切り替えた。	B
	0t-CO ₂	660t-CO ₂ (基準年度比4.8%減)		
公共施設の省エネルギー化 推進事業 (営繕課、教育施設課、各 施設担当課)	LED照明整備			A
	小学校3校 中学校1校	小学校1校 中学校2校	令和3年度は美浜南小学校、堀 江・明海中学校校舎のLED照明 設置工事を実施した。 (令和3年度末の時点で、教室のLED 照明は小学校10校、中学校7校に整 備済み)	
浦安エコホーム補助金事業 (環境保全課)	【補助金交付件数・額】			A
	95件 6,430,500円	69件 5,688,355円	令和3年度より、新たに断熱窓への 改修に対する補助を行った。補助金 の交付については、12月時点で予 算額に達し、申請受付を終了した。	

※平成30年度以降の数値については、算出根拠としている都道府県別エネルギー消費統計(資源エネルギー庁)等の統計データの算出方法が変更となったから参考値となります。

（１）脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進

国内外において温室効果ガスの大幅な削減が求められるなか、令和２年（2020年）7月に「ゼロカーボンシティ」を表明しました。

この実現に向けて、市の事務事業における省エネルギー行動の推進や再生可能エネルギーの活用を継続・強化するとともに、市域外との広域的な連携による取り組みを推進していきます。また、市民・事業者に対しても、各種制度を活用した温室効果ガスの削減に向けた取り組みの強化を促していきます。

さらに、今後開発される新技術や次世代エネルギーの動向を注視し、より効率的な脱炭素化に向けた取り組みや手段についても検討・導入を図っていきます。

《主な事業内容と令和３年度の取組結果》

主な事業内容		
①地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく、市の事務事業における省エネルギー行動を推進します。		
令和３年度の取組結果		
【再掲】ゼロカーボンシティ推進事業（環境保全課）		
【再掲】地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の進捗管理（環境保全課）		
環境配慮製品購入推進事業 （環境保全課、財産管理課、教育総務課）	「グリーン購入の調達者の手引き」に基づき、事務用品の購入にあたり、エコマーク商品、グリーン購入法適合商品を選定、購入した。	
	購入商品数（８品）※庁用事務用品 （※グリーン法適合かつエコマークの商品がある。） ・グリーン法適合 7品 ・エコマーク商品 7品	令和２年度 購入商品数（31品） ・グリーン法適合 24品 ・エコマーク商品 22品

主な事業内容		
②地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進捗管理により、市域における脱炭素化を促進します。		
令和３年度の取組結果		
【再掲】ゼロカーボンシティ推進事業（環境保全課）		
【再掲】地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進捗管理（環境保全課）		

主な事業内容		
③公共施設における再生可能エネルギー電力の導入を推進します。		
令和３年度の取組結果		
【再掲】再生可能エネルギー電力の導入推進（環境保全課・財産管理課）		

主な事業内容		
④公共施設における、高効率・省エネルギー設備や再生可能エネルギー発電設備の導入・更新を図ります。		
令和3年度の実績結果		
【再掲】公共施設の省エネルギー化推進事業（営繕課、教育施設課、各施設担当課）		
公共建築物におけるZEBモデルの検討（環境保全課）	公共施設のZEB化に関する研修に参加した。	
街灯LED化事業（道路管理課）	街路灯LED化事業としてリース料を支出している。	
	・路灯LED化完了数 約3,200基（合計11,200基）	令和2年度 約8,000基

主な事業内容		
⑤他の自治体との連携による森林整備など、市内で排出される温室効果ガスと埋め合わせる（カーボンオフセット）施策を進めます。		
令和3年度の実績結果		
【再掲】ゼロカーボンシティ推進事業（環境保全課）		

主な事業内容		
⑥公用車における次世代自動車の導入を図るとともに、市民・事業者に対する普及・促進を行います。		
令和3年度の実績結果		
環境に配慮した公用車の導入推進（財産管理課、環境保全課）	令和3年度にプラグインハイブリッド車1台及びハイブリッド車1台を取得した。 【環境に配慮した公用車の台数(R4.3.31時点)】 ・EV2台(充電設備2台) ・PHV3台(充電設備2台) ・ハイブリッド自動車11台	
	・次世代自動車導入台数 2台（PHV1台、ハイブリッド1台）	令和2年度 0台

主な事業内容		
⑦ごみ焼却による廃熱を、空調や給湯、発電などによって有効利用する取り組みを推進します。		
令和3年度の実績結果		
ごみ焼却施設余熱利用促進事業（クリーンセンター）	焼却の廃熱で発生した蒸気でタービンをまわして発電された電力を、主にプラント機器の電源として使用し、タービンから排出された蒸気は、施設内の冷暖房や給湯の熱源として利用し、また斎場およびワークステーションへ空調用に蒸気の供給を行った。	
	・発電量 10,458,947kWh	令和2年度 10,600,824kWh

主な事業内容	
⑧住宅における省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備などの設置に対する支援や、環境に配慮した住宅の建設および改修に関する情報提供を行います。	
令和3年度の実績結果	
【再掲】浦安エコホーム補助金事業（環境保全課）	

主な事業内容		
⑨市民の徒歩・自転車・公共交通機関への利用の転換を図るため、歩行環境や自転車利用環境を充実させるとともに、公共交通機関の利用を促進します。		
令和3年度の実績結果		
バス交通利用促進事業 (都市計画課)	事業者が実施する乗継割引運賃制度の導入費用の一部を助成するとともに、高齢者に対しては高齢者福祉乗車券の導入により、バス利用者の利便性向上を図っている。	
	<table border="1"> <tr> <td>・高齢者等福祉乗車券利用者(コミュニティバス) 199,181人</td> <td>令和2年度 170,101人</td> </tr> </table>	・高齢者等福祉乗車券利用者(コミュニティバス) 199,181人
・高齢者等福祉乗車券利用者(コミュニティバス) 199,181人	令和2年度 170,101人	
コミュニティバス事業 (都市計画課)	医療センター線・舞浜線・じゅんかい線のコミュニティバス3路線を運行した。 (3路線とも80便/1日)	
	<table border="1"> <tr> <td> 有料利用者数 1,574,328人 ・医療センター線 453,019人 ・舞浜線 559,639人 ・じゅんかい線 362,489人 (高齢者等福祉乗車券利用者 199,181人) </td> <td>令和2年度 有料利用者数 1,393,668人 ・医療センター線 405,120人 ・舞浜線 512,835人 ・じゅんかい線 305,612人 (高齢者等福祉乗車券利用者 170,101人)</td> </tr> </table>	有料利用者数 1,574,328人 ・医療センター線 453,019人 ・舞浜線 559,639人 ・じゅんかい線 362,489人 (高齢者等福祉乗車券利用者 199,181人)
有料利用者数 1,574,328人 ・医療センター線 453,019人 ・舞浜線 559,639人 ・じゅんかい線 362,489人 (高齢者等福祉乗車券利用者 199,181人)	令和2年度 有料利用者数 1,393,668人 ・医療センター線 405,120人 ・舞浜線 512,835人 ・じゅんかい線 305,612人 (高齢者等福祉乗車券利用者 170,101人)	
市内バス路線網の強化・充実 (都市計画課)	新型コロナウイルス感染症の影響により、経費削減のため、予定されていた工事の見直しを行い、見送りとした。	
JR京葉線・東京臨海高速鉄道りんかい線相互直通運転促進事業 (都市計画課)	千葉県JR線複線化等促進期成同盟を通じて東日本旅客鉄道株式会社に対し、京葉線・りんかい線の相互直通運転の実施について要望した。	

主な事業内容		
⑩運転しやすい道路環境の維持や交通渋滞を抑制するため、各道路管理者と協力しながら適宜道路の維持・補修を行います。		
令和3年度の実績結果		
道路修繕事業 (道路整備課)	舗装定期点検結果に基づき、構造的・機能的な健全性の回復を目的とした修繕工事を実施した。その結果、クラックやわだちを解消して平坦性を回復し、交通の安全を確保した。	
	<table border="1"> <tr> <td>・工事面積 11,355m²</td> <td>令和2年度 5,712m²</td> </tr> </table>	・工事面積 11,355m ²
・工事面積 11,355m ²	令和2年度 5,712m ²	

主な事業内容						
⑪環境に配慮した行動を推進する事業者に対して支援を行います。						
令和3年度の実績						
中小企業資金融資制度事業 (商工観光課)	<p>利子補給により融資に係る利子負担を軽減することで、市内事業者の設備導入・更新を支援し、環境負荷の低減や企業の省エネルギー行動の推進につながった。一方、平成30年度から開始した社会貢献推進資金(公害防止分)の利用はなかった。</p>					
	<table border="1"> <tr> <td>利子補給実績</td> <td>令和2年度</td> </tr> <tr> <td>・設備資金 126件、4,886,014円</td> <td>設備資金 122件、 5,927,177円</td> </tr> <tr> <td>・社会貢献推進資金(公害防止分) 0件</td> <td>社会貢献推進資金 (公害防止分) 0件</td> </tr> </table>	利子補給実績	令和2年度	・設備資金 126件、4,886,014円	設備資金 122件、 5,927,177円	・社会貢献推進資金(公害防止分) 0件
利子補給実績	令和2年度					
・設備資金 126件、4,886,014円	設備資金 122件、 5,927,177円					
・社会貢献推進資金(公害防止分) 0件	社会貢献推進資金 (公害防止分) 0件					

主な事業内容				
⑫建築物の省エネルギーまたは低炭素化を図るために設けられた各種法律に基づき、建築物の省エネルギー基準適合性判定や届出の受理、認定などを行います。				
令和3年度の実績				
長期優良住宅建築物等計画認定事業 (建築指導課)	<p>住生活の向上及び環境負荷の低減を図るため、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、申請された建築物の長期優良住宅建設等計画を審査し、認定を行った。</p>			
	<table border="1"> <tr> <td>・認定件数</td> <td>令和2年度</td> </tr> <tr> <td>81件</td> <td>75件</td> </tr> </table>	・認定件数	令和2年度	81件
・認定件数	令和2年度			
81件	75件			
低炭素建築物新築等計画の認定等 (建築指導課)	<p>建築物の低炭素化を図るため、「都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)」に基づき、申請された建築物の低炭素建築物新築等計画を審査し、認定を行った。</p>			
	<table border="1"> <tr> <td>・認定件数</td> <td>令和2年度</td> </tr> <tr> <td>16件</td> <td>5件</td> </tr> </table>	・認定件数	令和2年度	16件
・認定件数	令和2年度			
16件	5件			
建築物省エネ法適合判定・届出 (建築指導課)	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)」に基づき、対象となる一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の判定や届出の受付等を行った。</p>			
	<table border="1"> <tr> <td>・届出件数</td> <td>令和2年度</td> </tr> <tr> <td>37件</td> <td>46件</td> </tr> </table>	・届出件数	令和2年度	37件
・届出件数	令和2年度			
37件	46件			

主な事業内容	
⑬水素エネルギーなど、次世代エネルギーに関する情報収集や導入に向けた検討を行います。	
令和3年度の実績	
水素活用に向けた情報収集 (環境保全課)	千葉県水素エネルギー関連産業振興プラットフォームを通して水素活用に関する情報収集を行った。

（２）気候変動に適応したまちづくりの推進

近年顕著となりつつある地球温暖化の進行に伴い、各地において気候変動の原因とされる災害や健康被害が発生しています。本市においても、従来では想定していなかったような異常気象や災害、健康被害により、市民生活や事業活動に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

今後ますます深刻化することが予想される気候変動に対して、情報を収集してその動向を注視していくとともに、災害や健康被害などに備えたまちづくりを推進します。

《主な事業内容と令和３年度の実績結果》

主な事業内容	
①熱中症に関する市民への情報提供や公共施設を中心とした熱中症予防対策を推進します。	
令和３年度の実績結果	
熱中症予防の啓発 （環境保全課・健康増進課）	環境保全課と健康増進課が連携して熱中症予防に関する記事を広報うらやすに掲載した。また、環境省が発表している「熱中症警戒アラート」について、市ホームページ等で周知を行った。

主な事業内容	
②地球温暖化に伴い感染リスクの増加が懸念されるデング熱など、動物媒介性の感染症予防の啓発を行います。	
令和３年度の実績結果	
動物媒介性の感染症予防の啓発 （環境保全課・健康増進課）	蚊媒介感染症やダニ媒介感染症について、市ホームページで注意喚起や予防策の啓発を行った。

主な事業内容				
③公共施設の緑化や宅地整備時や商業地開発時における緑化を推進します。				
令和３年度の実績結果				
公共施設等緑化推進事業 （みどり公園課）	公共施設等において、屋上緑化や壁面緑化等の特殊緑化を推進するため、一定規模以上の施設改修がある場合に特殊緑化が検討される。令和３年度は対象となる施設がなかった。			
	<table border="1"> <tr> <td>・実施件数</td> <td>令和２年度</td> </tr> <tr> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> </table>	・実施件数	令和２年度	0件
・実施件数	令和２年度			
0件	0件			
宅地整備時や商業地開発時の緑化推進事業 （みどり公園課）	申請を受け付けた案件については、一定の緑地を設けるよう協議を行っている。緑化の基準は変化していないため、緑化推進の成果は一定の水準で推移している。			
	<table border="1"> <tr> <td>・事前協議受付件数</td> <td>令和２年度</td> </tr> <tr> <td>75件</td> <td>66件</td> </tr> </table>	・事前協議受付件数	令和２年度	75件
・事前協議受付件数	令和２年度			
75件	66件			

主な事業内容	
④集中豪雨や台風などによる道路冠水対策や災害対策拠点の機能強化、地域防災力の充実などにより、災害に強いまちづくりを進めます。	
令和3年度の実績	
地域主体の防災対策の充実 (危機管理課)	災害に備える住民の自主的な組織を育成するため、自主防災組に対して補助金の交付を行った。また、自治会自主防災組織連絡協議会の研修会の支援などにより市民生活の安全確保を図った。
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費補助金 27 組織 ・器材等購入補助金 47 組織
	令和2年度
	事業費補助金 20 組織
	器材等購入補助金 40 組織
集中豪雨対策（水防対策） (危機管理課)	激甚化する水害に対して、市民が必要な準備と安全かつ的確な避難経路を考える等の対応が取れるよう啓発を促すためにハザードマップの配布を行った。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ発行部数
	令和2年度
	10,000 部
	8,500 部
災害対策拠点・避難場所などの機能強化 (危機管理課)	避難所や待避所については広報うらやすで周知を行った。また、備蓄品については、避難所における感染症対策のため、間仕切りやパーティション等、過密状態の防止や環境衛生の確保のため必要となる防災備蓄品を購入した。各防災備蓄倉庫に、分散備蓄することで災害時における被災者への迅速な供給体制の強化を図った。
	<ul style="list-style-type: none"> ・パーティションの購入
	令和2年度
	100 張
	168 張
舞浜地区道路冠水対策事業 (道路整備課)	集中豪雨に伴う道路冠水被害の軽減を図るため、一時的に雨水を貯められる地下貯留施設を舞浜地区に設置する。令和3年度は、国による雨水貯留管の詳細設計が完了し、令和4年3月に施工業者が決定した。

主な事業内容	
⑤千葉県による、河川護岸の耐震補強や高潮などによる水害の防止対策、親水性豊かな水辺空間の創出を目的とした事業を促進します。	
令和3年度の実績	
旧江戸川下流部整備事業 (道路整備課)	千葉県が平成15年度から実施していた旧江戸川富士見地区の護岸の耐震・高潮対策工事が一部区間で終了したことに伴い、護岸のうち、富士見二丁目から堀江橋までの約1キロの区間が一部開放された。
	<ul style="list-style-type: none"> ・工事延長
	令和2年度
	L=533m
	L=451m
雨水対策事業 (道路整備課)	令和2年度に策定した雨水管理総合計画に基づき、庁内関係部署へのオンサイト貯留推進に関するヒアリングを実施した。
	—
	令和2年度
	マンホールアンテナ 1箇所増設

主な事業内容	
⑥気候変動に関する情報収集を行うとともに、必要に応じて情報の周知を行います。	
令和3年度の実績結果	
気候変動に関する情報収集 (環境保全課)	環境展や広報うらやす、市 HP において、気候変動によってもたらされる災害などについて、環境省等から情報収集を行い、周知した。

基本方針 2 環境にやさしいまち

2-2.循環型社会

《第3次環境基本計画における指標と目標値》

指標	基準値 (平成28年度(2016年度))	目標値	
		(令和7年度(2025年度))	(令和12年度(2030年度))
家庭系ごみの排出量原単位(資源物などの資源を除く)	485g/人・日 ₂	414g/人・日 (基準年比▲14.6%)	410g/人・日以下 (基準年比▲15.4%以下)
事業系ごみ総排出量	24,372 t	22,394 t (基準年比▲9.2%)	21,938 t 以下 (基準年比▲10%以下)
再資源化率	18.5%	22.0%以上	23.0%以上

《計画事業の評価》

事業・取り組み名	事業結果			事業評価
	令和2年度	令和3年度	実施状況	
資源物収集運搬事業(びん・缶・ペットボトル) (ごみゼロ課)	【温室効果ガス排出量】		一般家庭から排出される資源物のリサイクルを目的に、びん 1,685t・缶 522t・ペットボトル 642tの収集をし、クリーンセンターへ運搬した。	A
	びん 1,685t 缶 522t ペットボトル 642t	びん 1,623t 缶 505t ペットボトル 654t		
プラスチック製廃棄物削減の推進 (ごみゼロ課)	令和4年度に一般廃棄物処理基本計画の改訂を行う中で、プラスチックごみの実態調査を実施する。			B
有価物回収事業 (クリーンセンター)	【資源化量】		クリーンセンター不燃・粗大処理施設内で燃やせないごみと粗大ごみの破碎・選別処理を行い、鉄類・アルミ類を回収した。	A
	鉄 903,680kg アルミ 25,860kg	鉄 892,020kg アルミ 21,550kg		
食品ロス削減の推進 (ごみゼロ課)	【フードドライブ実施回数】		職員を対象としたフードドライブを2回実施し、地域の福祉団体や施設、社会福祉協議会を通じてフードバンクちばに提供した。 1回目: 18点・4.48kg 2回目: 22点・15.20kg	A
	1回	2回		
ごみ処理施設延命化整備事業 (クリーンセンター)	令和2年度に一体発注した施設の基幹的設備改良工事及び長期包括責任委託事業について、事業者選定委員会を通して提案書の審査等を行い、優先交渉権者を決定し、9月に契約を締結した。その後、工事定例会議等を通じて、工事の基本設計を作成した。			A
し尿処理事業のあり方検討 (クリーンセンター)	し尿処理施設の長期包括責任委託事業が令和16年度に終了することを踏まえ、し尿処理に関する政策や市場動向の調査を行い、本市のし尿処理のあり方に関し、基本的な方向性を検討する。(令和4年度より実施)			

(1) ごみの減量と再資源化の推進

本市がこれまで継続的に取り組んできた「ビーンズ計画」により、家庭系ごみは減少傾向がみられるなど、市内のごみの減量や再資源化は一定の成果が得られています。しかし、脱炭素化に向けた温室効果ガス排出量の削減やごみの最終処分場を市外に依存している本市にとっては、さらなるごみの減量、再資源化は欠かすことのできない取り組みです。

そのため、ごみの発生・排出抑制（リフューズ、リデュース）、資源の再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の4Rを市民・事業者との協力により、さらなるごみの減量・再資源化を進めます。

特に、プラスチックごみについては、焼却による温室効果ガスの排出やマイクロプラスチックによる海洋汚染につながることから、さらなる減量と再資源化について検討・実施していきます。

《主な事業内容と令和3年度の実績結果》

主な事業内容	
①紙類・びん・缶・ペットボトルなどの資源ごみの分別排出を徹底し、ごみの減量・再資源化を図ります。	
令和3年度の実績結果	
【再掲】資源物収集運搬事業（びん・缶・ペットボトル）（ごみゼロ課）	
紙製容器包装の分別収集の調査・研究（ごみゼロ課）	スーパーなどにおける回収が進んだため、令和3年7月末で紙製容器及び飲料用紙パックの拠点回収を終了した。なお、飲料用紙パックについては、新たに行政回収を開始した。

主な事業内容						
②小型家電を回収し、小型家電に含まれている希少金属のリサイクルを行います。						
令和3年度の実績結果						
小型家電リサイクル事業（ごみゼロ課）	小型家電の拠点回収を実施し、回収した小型家電を分解後、リサイクルした。 （携帯電話 561 kg、デジタルカメラ 208 kg、コード類 1,154 kg、モーター／トランス 968 kg、マグネトロン 116 kg、基盤 1,673 kg、金属複合物 9,951 kg、銅線 24 kg、リチウムイオン電池 1,053 kg、ハードディスク 645 kg）					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・重量 16,353 kg</td> <td>・重量 22,184 kg</td> </tr> <tr> <td>・売却金額 326,615 円</td> <td>・売却金額 403,221 円</td> </tr> </tbody> </table>		令和2年度	・重量 16,353 kg	・重量 22,184 kg	・売却金額 326,615 円
	令和2年度					
・重量 16,353 kg	・重量 22,184 kg					
・売却金額 326,615 円	・売却金額 403,221 円					

主な事業内容	
③家庭ごみの有料化や生ごみの再資源化など、廃棄物の削減に向けた取り組みを検討します。	
令和3年度の取組結果	
家庭ごみの有料化の検討 (ごみゼロ課)	令和4年度に一般廃棄物処理基本計画の改訂を行う中で、意識調査を実施するための事前準備として、近隣市の状況について調査・研究を行った。
生ごみの再資源化に関する検討 (ごみゼロ課)	令和4年度に一般廃棄物処理基本計画の改訂を行う中で、意識調査を実施するための事前準備として、近隣市の状況について調査・研究を行った。

主な事業内容	
④プラスチックごみの減量に向けての方策を検討・実施します。	
令和3年度の取組結果	
【再掲】プラスチック製廃棄物削減の推進 (ごみゼロ課)	

主な事業内容	
⑤燃やせないごみと粗大ごみの中から、鉄とアルミを回収し、再資源化を図ります。	
令和3年度の取組結果	
【再掲】有価物回収事業 (ごみゼロ課)	

主な事業内容	
⑥事業者や家庭で余っている食品の施設への配付や学校給食の残さをリサイクル処理するなど、食品ロスの削減を推進します。	
令和3年度の取組結果	
【再掲】食品ロス削減の推進 (ごみゼロ課)	
給食残さリサイクル事業 (千鳥学校給食センター)	メタン発酵処理により、給食残さのリサイクルを行った。
	・リサイクル率 84.1%
	令和2年度 83.3%

主な事業内容		
⑦街路樹や公園などで発生した剪定枝・枯葉などを土壌改良材に再利用し、緑のリサイクルを図ります。		
令和3年度の実績結果		
緑のリサイクル事業 (みどり公園課)	市内公園、街路、緑道で発生した剪定枝・枯葉等を破碎・チップ化し、ごみの減量・焼却コスト削減・緑のリサイクルを図った。	
	・リサイクル数量 1,345 m ³ (発生材数量 1,740.8 m ³)	令和2年度
		1,574.8 m ³ (発生材数量 1,895.4 m ³)

主な事業内容		
⑧市の業務において不要になったものをリサイクル品として有効活用します。		
令和3年度の実績結果		
リサイクル本配布事業 (中央図書館)	古くなり図書館に配架しなくなった本を、リサイクル本として市民に無償配布する。令和3年度は開催方法を工夫して、1回(1時間)あたり30人の事前申込み制として実施した。上限の10冊を持って行かれる方が多く、528点を配布した。	
	・参加者数 54人	令和2年度
		未実施(新型コロナのため)

(2) 廃棄物の適正な収集と処理

ごみの減量・再資源化だけでなく、廃棄物の収集・処理を適正かつ効率的に行うことで、環境への負荷を減らすことにつながります。

そのため、事業者に対して適正な廃棄物処理を行うよう啓発、指導をしていきます。

また、クリーンセンターにおいては、施設の改修により安定的かつ継続的な廃棄物の適正処理に取り組むとともに、し尿処理施設のあり方や廃棄物の有効な活用について検討します。

《主な事業内容と令和3年度の取組結果》

主な事業内容	
①多量に廃棄物を排出する事業者を指定し、廃棄物管理責任者の選任および事業系一般廃棄物減量計画書の提出を義務づけ、必要に応じて現場実態調査を行います。	
令和3年度の取組結果	
多量排出事業者の廃棄物削減の促進 (ごみゼロ課)	多量排出事業者に対し、現地の立ち入り調査を実施し、ごみ処理状況について確認、改善指導を行った。 現場実態調査回数 17、既指定事業者数 68、新規指定事業者数 1 指定解除事業者数 1
	・既指定事業者数 68 事業者
	令和2年度 68 事業者

主な事業内容	
②食品関連事業者に対し、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物の堆肥化、飼料化を促進します。	
令和3年度の取組結果	
食品廃棄物飼料化推進事業 (ごみゼロ課)	食品を扱う多量排出事業者に対し、現地の立ち入り調査実施時に、食品廃棄物の堆肥化、飼料化について促した。

主な事業内容	
③事業ごみ処理手数料の見直しの検討など、事業者の自己処理責任に基づくごみの減量・リサイクルを促進します。	
令和3年度の取組結果	
有料事業系指定ごみ袋制度推進事業 (ごみゼロ課)	ごみの1日平均排出量が45L1袋以下の事業所について、市に届け出ることによって有料事業系指定ごみ袋を使用して排出することとしている。
	・少量一般廃棄物排出届出事業所 1,252 件
	令和2年度 1,220 件
事業ごみ減量等促進事業 (ごみゼロ課)	ごみゼロ課が把握するクリーンセンターへ直接搬入をしている事業者・少量排出事業者・自己処理業者（産廃契約）の市内 1,598 事業者と、許可業者と契約している約 1,284 事業者には、事業系ごみのガイドラインに沿って自己処理責任に基づくごみの減量・リサイクルに努めてもらった。

主な事業内容	
④廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づき、施設から排出される有害物質について、測定・分析します。	
令和3年度の実績結果	
廃棄物処理施設測定 分析事業 (クリーンセンター)	廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づき、施設から排出される有害物質について、測定・分析する。水銀及びダイオキシン類は年2回、ばいじん等有害物質は年6回の測定・分析を行った。

主な事業内容	
⑤安定的かつ継続的にごみの適正処理が行えるよう、クリーンセンターの延命化に取り組みます。	
令和3年度の実績結果	
【再掲】ごみ処理施設延命化整備事業 (クリーンセンター)	

主な事業内容		
⑥焼却灰を適正に最終処分することに加えて、最終処分量を削減していくため、新たな再資源化技術の導入について調査・研究を進めます。		
令和3年度の実績結果		
焼却灰の再資源化技術の導入 (クリーンセンター)	焼却灰の熔融・焼成処理による再資源化を行い、最終処分場の負担軽減に貢献した。	
	<table border="1"> <tr> <td>・焼却灰処分量 最終処分 3,011t、資源化 1,939t</td> <td>令和2年度 最終処分 3,461t 資源化 1,809t</td> </tr> </table>	・焼却灰処分量 最終処分 3,011t、資源化 1,939t
・焼却灰処分量 最終処分 3,011t、資源化 1,939t	令和2年度 最終処分 3,461t 資源化 1,809t	

主な事業内容	
⑦し尿処理施設について、環境に配慮しながら改修や新設に向けた検討を行います。	
令和3年度の実績結果	
【再掲】し尿処理事業のあり方検討 (クリーンセンター)	

主な事業内容	
⑧公共事業から発生する建設廃棄物の再利用、新築などの工事におけるリサイクル資材の導入を促進します。	
令和3年度の実績結果	
建設廃棄物再利用推進事業 (営繕課、各工事担当課)	設計図書に特記事項として積極的な建設廃材の再利用、再生資源の利用を明記している。

主な事業内容	
⑨「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、分別解体および再資源化などが義務付けられる建設工事の届出の受理を行います。	
令和3年度の実績結果	
建設リサイクル法届出 事業 (建築指導課)	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)に基づき、一定の規模以上の建設工事等について適切な分別解体や再資源化を行うよう届出を促した。また、特定建設資材の分別解体が適正に行われているかを確認するため、随時、パトロールを実施した。
	届出受理件数(通知含む) ・378件
	令和2年度 331件

3-1.自然環境

《第3次環境基本計画における指標と目標値》

指標	基準値 (平成28年度(2016年度))	目標値	
		(令和7年度(2025年度))	(令和12年度(2030年度))
市民が親しめる水辺空間の整備の状況 (対象延長距離 9,955m)	29.7% (対象距離 2,959m)	51.6% (対象距離 5,133m)	67.6%以上 (対象距離 6,727m)
都市公園面積	1,157,000m ²	1,180,000m ²	1,181,000m ²
「身近で親しみやすい豊かな水辺空間の創出」に対する市民の満足度	75.7%	80%	85%
「緑と暮らしが調和する生活空間の創出」に対する市民の満足度	78.2%	82%	85%

《計画事業の評価》

事業・取り組み名	事業結果			事業評価
	令和2年度	令和3年度	実施状況	
境川水辺空間整備事業 (道路整備課)	【工事延長】			B
	Bゾーン L=49m	Bゾーン概成 L=63m	Bゾーンについては、千葉県河川整備計画に基づく、治水事業と併せた修景整備が概成した。 D1-1ゾーンについては、プロポーザルにより設計業者の選定を行い、基本設計・実施設計に着手した。 他ゾーンについては、国土交通省が定める「かわまちづくり」支援制度への登録に向けた、学識者、沿川自治会、関係団体、河川管理者を交えた懇談会を3回実施し、概ね順調に進んでいる。	
日の出・明海地区全面海岸護岸開放事業 (道路整備課)	【整備状況】			B
	階段1箇所	転落防止柵 L=155m	当初、日の出・明海地区の全区間を5か年により開放する計画だったが、新型コロナウイルス感染症の影響による事業見直しにより1か年、後ろ倒しとなった。なお、これ以外には概ね計画的に事業を実施することが出来ている。	

事業・取り組み名	事業結果			事業評価
	令和2年度	令和3年度	実施状況	
明海地区西側ゾーン緑地整備事業 (みどり公園課)	【整備状況】		第二東京湾岸道路予定区域の道路未利用地となっている土地を、明海球技場と一体となった緑地として暫定整備する。当初令和3年度中に東京電力の電柱を移設する予定であったが、協議に時間を要し、年度内の移設が出来なかった。令和4年度中の完成に向けて整備を行っている。	C
		整備工事		
舞浜地区海岸整備事業 (みどり公園課)	【整備状況】		舞浜海岸の護岸(3.4km)について、県による護岸改修に合わせて隣接する緑地について散策やジョギングなどが楽しめる緑道を整備する。当初の予定では、令和3年度中に盛土工が完成する予定であったが、千葉県が施工手続きに時間を要している。	C
	詳細設計	盛土工		
明海・高洲地区公園エリア整備検討事業 (みどり公園課)	【検討状況】		総合公園との連続性や境川河口部の活用を視野に入れながら、高洲海浜公園に隣接する市有地との一体的な整備をする。当初の予定どおり、令和3年度末の時点で基本構想までを策定した。	B
	基本調査	基本構想策定		
旧江戸川河川敷活用事業 (みどり公園課)	旧江戸川河川敷活用事業については、富士見地区の河川敷の開放に伴い、見明川分流部の平坦地かつ緩傾斜護岸のスロープからアクセスしやすい河川敷について有効活用し、市民が憩える広場を整備する。令和4年度からの事業を実施する。			
三番瀬海岸親水施設整備事業 (環境保全課)	【整備状況】		三番瀬環境観察館と一体の施設として令和4年8月の完成に向けて整備を進めた。	B
	調整・設計	整備工事		

(1) 身近で親しみやすい豊かな水辺空間の創出

水辺は、三方を海や川に囲まれた本市において、貴重な自然の一つです。

市の中心を流れる境川や東京都の境界を流れる旧江戸川においては、千葉県と協力して、水害対策を行いながら親水性の高い空間として整備・活用を進めます。

海における水辺空間においては、千葉県と協力して海岸の整備や海岸護岸の開放に取り組みます。また、全国的にも貴重な干潟である三番瀬は、国や県、関係自治体などと協力して保全していくとともに、令和元年（2019年）に開館した三番瀬環境観察館を拠点に市民が自然に親しめる場として活用します。

《主な事業内容と令和3年度の取組結果》

主な事業内容	
①三番瀬の豊かな自然に市民がより身近にふれることができる環境を整備します。	
令和3年度の取組結果	
【再掲】三番瀬海岸親水施設整備事業（環境保全課）	

主な事業内容	
②景観、親水性、水質の向上や自然環境などに配慮しながら、境川における市民の憩いとなる水辺空間を整備します。	
令和3年度の取組結果	
【再掲】境川水辺空間整備事業（道路整備課）	
堀江ドックの再整備 （道路整備課）	再整備に向け、堀江ドック内の船舶等の状況調査を実施するとともに、千葉県と協議を行った。

主な事業内容	
③市民が海に親しめる空間を確保するため、海岸護岸の開放や海岸の整備に取り組みます。	
令和3年度の取組結果	
【再掲】舞浜地区海岸整備事業（みどり公園課）	
【再掲】日の出・明海地区前面海岸護岸開放事業（道路整備課）	

主な事業内容	
④千葉県による、河川護岸の耐震補強や高潮などによる水害の防止対策、親水性豊かな水辺空間の創出を目的とした事業を促進します。【再掲】	
令和3年度の取組結果	
【再掲】旧江戸川下流部整備事業（道路整備課）	

(2) みどり豊かな生活空間の創出

都市化が進んだ本市において、みどりは大気の浄化や温室効果ガスの吸収、騒音、振動の緩和など、都市環境を改善する機能を担っています。さらに、都市景観の形成や生態系の保全など、環境を保全・創出していくうえで多様な役割を果たしています。

そのため、公園や緑地の整備・改修などにより本市のみどりを増やしていくとともに、水辺空間と一体となった水とみどりのネットワークを形成していくことで、豊かな生活空間を創出します。

《主な事業内容と令和3年度の取組結果》

主な事業内容	
①公共施設などにおける敷地内や屋上などの緑化と、その適正な維持管理を推進します。	
令和3年度の取組結果	
【再掲】 公共施設等緑化推進事業 (みどり公園課)	

主な事業内容				
②利用者や地域の特性に応じた公園や緑地の整備、改修を推進します。				
令和3年度の取組結果				
【再掲】 明海地区西側ゾーン緑地整備事業 (みどり公園課)				
【再掲】 明海・高洲地区公園エリア整備検討事業 (みどり公園課)				
【再掲】 旧江戸川河川敷活用事業 (みどり公園課)				
公園施設等改修整備事業 (みどり公園課)	舞浜公園および今川記念公園について、近隣自治会や住民の意見を踏まえながら、公園施設全体の改修を行った。			
	<table border="1"> <tr> <td>・公園施設等改修数</td> <td>令和2年度</td> </tr> <tr> <td>1件</td> <td>1件</td> </tr> </table>	・公園施設等改修数	令和2年度	1件
・公園施設等改修数	令和2年度			
1件	1件			

主な事業内容	
③海岸や公園緑地をつなぐ緑道の整備を行い、ジョギング、サイクリングコースとしての活用を図ります。	
令和3年度の取組結果	
【再掲】舞浜地区海岸整備事業 (みどり公園課)	

主な事業内容		
④住宅地における生垣設置やみどりのカーテンの設置など、民有地における緑化を促します。		
令和3年度の実績結果		
【再掲】宅地整備時や商業地開発時の緑化推進事業（みどり公園課）		
生垣設置奨励事業 (みどり公園課)	民有地の緑化を推進するため、生垣設置（ブロック塀の撤去を含む）に係る費用の一部を助成した。	
	・助成件数（金額）	令和2年度
	14件（936,000円）	15件（1,027,000円）

主な事業内容		
⑤保全樹木の指定などにより、社寺境内地に残る大木、みどり豊かな住宅地や良好な緑地の保全を推進します。		
令和3年度の実績結果		
保存樹木指定事業 (みどり公園課)	緑を保全し緑化推進を図るため、民有地の樹木を保存樹木に指定し、助成金を交付することで、良好かつ健全な樹木の状態維持を図った。	
	・助成者数（金額）	令和2年度
	28所有者（3,365,000円）	28所有者（3,375,000円）

主な事業内容		
⑥街路樹の補植や緑地・緑道の維持補修を行うとともに、管理区分にかかわらず道路周辺の実環境整備に取り組めます。		
令和3年度の実績結果		
市内街路樹等改修補植事業 (みどり公園課)	街路樹等の枯れに伴う補植工事費や緑地緑道の維持補修工事等を行った。	
	・工事件数	令和2年度
	22件	28件

(3) 生物多様性の保全

市内の貴重な自然である三番瀬や人工的に整備された海岸や公園などの水辺やみどりは、市民の憩いの場であると同時に、生きものにとっても貴重な生息空間となっています。国内では、生物多様性の保全に向けた取り組みの重要性が高まっており、埋立による人工的な都市空間が広がる本市においても、生物多様性の保全に対する必要性は例外ではありません。特に、三番瀬は東京湾に残された貴重な干潟の一つであり、国や県、関係自治体と連携した保全対策が求められています。

そのため、市内における生物多様性の現状を把握するとともに、その保全に向けた対策や啓発活動を推進します。

《主な事業内容と令和3年度の取組結果》

主な事業内容	
①市内における生きものの生息状況を把握するため、生きものの生息空間に関する調査を行います。	
令和3年度の取組結果	
生きものの生息空間の調査 (環境保全課)	平成18年度に市内に生息する生きものの実態調査を行った。調査から期間が空いていることから、次回の実施について今後検討する。

主な事業内容	
②市内に生息する生きものの実態調査の結果を踏まえ、生物多様性の啓発を行います。	
令和3年度の取組結果	
【再掲】三番瀬環境観察施設運営事業 (環境保全課)	
生物多様性の普及啓発 (環境保全課)	三番瀬環境観察館にて講座を実施したほか、野鳥図鑑等のパンフレットにより啓発を行った。

主な事業内容						
③生物多様性の維持を図るため、特定外来生物などについての啓発を行い、必要に応じて駆除も行います。						
令和3年度の取組結果						
特定外来生物等防除事業 (環境衛生課)	糞尿等の生活被害のあった箇所に捕獲器の設置、捕獲を行い、個体数の抑制を図った。					
	<table border="1"> <tr> <td>捕獲件数</td> <td>令和2年度</td> </tr> <tr> <td>・ハクビシン 11件</td> <td>ハクビシン 9件</td> </tr> <tr> <td>・アライグマ 2件</td> <td></td> </tr> </table>	捕獲件数	令和2年度	・ハクビシン 11件	ハクビシン 9件	・アライグマ 2件
捕獲件数	令和2年度					
・ハクビシン 11件	ハクビシン 9件					
・アライグマ 2件						

3-2.生活環境

《第3次環境基本計画における指標と目標値》

指標	基準値 (平成 28 年度(2016 年度))	目標値	
		(令和 7 年度(2025 年度))	(令和 12 年度(2030 年度))
大気汚染物質の環境教 基準項目達成率 (11 項目)	92%	100%	100%
河川 BOD 環境基準達 成率(6 カ所)	100%	100%	100%
自動車騒音・道路交通 振動 要請限度達成率 (8 カ所)	81%	100%	100%

《計画事業の評価》

事業・取り組み名	事業結果・実施状況	事業 評価
大気汚染物質及び有害大 気汚染物質常時監視業務 (環境保全課)	一般環境大気物質の常時監視測定を実施するとともに、光化学スモッグ等の注意喚起を行った（PM2.5 関連は発令なし）。 測定結果：市内大気は安定している。（測定結果は P54～参照）	A
ダイオキシン類測定業務 (環境保全課)	市内 1 地点（郷土博物館屋上）にて年 4 回、一般環境大気中のダイオキシン類濃度の測定を行った。 測定結果：特段の異常なく安定している。（測定結果は P56 参照）	A
河川等水質測定事業 (環境保全課)	以下の項目について、市内 4 河川について測定を行った。 市内河川測定項目：水素イオン濃度、浮遊物質量、生物化学的酸素要求量、科学的酸素要求量、溶存酸素量、全窒素、全りん、大腸菌群数 測定結果：年度ごとに数値の増減はあるが、概ね環境目標の水準で推移している。（測定結果は P57～参照）	A
主要幹線道路騒音・振動 調査事業 (環境保全課)	市内 8 地点で調査を行った。 測定結果：年度ごとに数値の増減はあるが、概ね環境基準を満たしている。（測定結果は P63 参照）	A

(1) 大気環境の確保

大気環境は、人々の生活の質や健康に影響を及ぼす要素の一つです。市内には交通量の多い幹線道路が通っており、自動車排出ガスによる影響を受けやすい状況にあります。また、排煙を多く排出する業種は少ないものの、市内には事業者が多く集積した地区も存在します。

そのため、大気環境の監視を継続的に実施し、測定結果を公表するとともに、必要に応じて事業者などに対して法令に基づく適切な指導を行います。

また、公用車における次世代自動車の導入や公共交通機関の充実を図ることで、自動車排出ガスの削減に取り組めます。

《主な事業内容と令和3年度の取組結果》

主な事業内容		
①事業者などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう周知するとともに、法令に基づいた適切な指導を行います		
令和3年度の取組結果		
環境保全条例に基づく規制（ばい煙特定施設に係る排出基準） （環境保全課）	令和2年度、令和3年度ともにばい煙特定施設を保有する事業者への指導を行う事例はなかった。	
	・ばい煙特定施設設置に係る届出件数 0件	令和2年度 1件
環境保全条例に基づく規制（燃焼行為規制） （環境保全課）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の焼却を行わないよう指導した。	
	・野焼き苦情件数 1件	令和2年度 0件

主な事業内容		
②一般環境大気中の汚染物質や有害大気汚染物質などの測定を行い、状況の把握に努めます。		
令和3年度の取組結果		
【再掲】大気汚染物質及び有害大気汚染物質常時監視業務（環境保全課）		
【再掲】ダイオキシン類測定業務（環境保全課）		
アスベスト測定業務 （環境保全課）	市内3地点（当代島公民館、日の出公民館、今川記念会館）にて年2回、一般環境大気中のアスベスト濃度の測定を行った。（測定結果はP56参照）	
自動車排出ガス汚染常時測定事業（千葉県・環境保全課）	千葉県の設置する美浜自動車排出ガス測定局において自動車排出ガスによる大気汚染物質の常時監視測定を行った。（測定結果はP54参照）	
簡易測定器の貸し出し （騒音・振動・放射線） （環境保全課）	希望者に対し、簡易測定器の貸出しを行った。	
	・騒音計貸出件数 2件	令和2年度 8件

主な事業内容
③ 公用車における次世代自動車の導入を図るとともに、市民・事業者に対する普及・促進を行います。【再掲】
令和3年度の実績結果
【再掲】環境に配慮した公用車の導入推進（財産管理課・環境保全課）

主な事業内容
④ 自動車排出ガスの抑制のため、交通渋滞対策やバスなどの公共交通機関の利用を促進します。
令和3年度の実績結果
【再掲】バス交通利用促進事業（都市計画課）
【再掲】市内バス路線網の強化・充実（都市計画課）
【再掲】コミュニティバス事業（都市計画課）

(2) 水質の確保

河川などの水質は、人々の暮らしやすさ・過ごしやすさに影響を及ぼします。市内を流れる境川や旧江戸川などの河川や、それらが流れ込む海域においては、上流側からの影響を受けやすい傾向にあります。また、水質悪化の原因の一つに下水道に接続していない建物からの生活排水が挙げられます。

そのため、東京都や県と協力して市内各地の水質の監視を継続的に実施するとともに、下水道に接続していない建物の水洗化促進などによる汚濁防止対策を実施します。

《主な事業内容と令和3年度の取組結果》

主な事業内容	
①市内河川の水質測定を行い、千葉県による旧江戸川と東京都の測定を含めて、状況の把握に努めます。	
令和3年度の取組結果	
【再掲】河川等水質測定事業（環境保全課）	

主な事業内容	
②地下水汚染の防止のため、千葉県と協力して公共用水域および地下水の水質汚濁の状況を測定します。	
令和3年度の取組結果	
地下水汚染防止対策事業（千葉県・環境保全課）	県内の全体的な地下水質を把握するため、県が地下水の水質測定を行っている。市内でも1地点で測定しているが、環境基準の超過等は見られなかった。 (測定結果はP参照)

主な事業内容		
③浄化槽の適正な維持・管理のため、年1回以上清掃を行うよう指導します。		
令和3年度の取組結果		
浄化槽管理指導事業（ごみゼロ課）	浄化槽を使用している住宅で臭気・故障等がある個所にパトロールを行い、管理者に啓発することで浄化槽の適正な維持・管理に繋がった。	
	<table border="1"> <tr> <td>・浄化槽の清掃通知 148件</td> <td>令和2年度 292件</td> </tr> </table>	・浄化槽の清掃通知 148件
・浄化槽の清掃通知 148件	令和2年度 292件	

主な事業内容		
④河川や海の水質改善のため、公共下水道の整備・適正な管理を行います。		
令和3年度の実績結果		
公共下水道整備事業 (下水道課)	猫実3丁目の家屋事後調査を行い完了した。また、北栄4丁目23番地先について、整備に向けて実施設計を行った。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道人口普及率 99.8% ・下水道整備率 93.4% ・水洗化率 97.9% 	令和2年度 <ul style="list-style-type: none"> ・下水道人口普及率 99.8% ・下水道整備率 93.3% ・水洗化率 97.8%
下水道普及促進事業 (下水道課)	下水道未接続世帯の水洗化を促進するため、水洗化普及員による未接続世帯への訪問のほか、ホームページや広報誌を用い、水洗化促進のための広報活動を行った。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ訪問件数 1,818件 ・接続件数 137件 	令和2年度 <ul style="list-style-type: none"> ・延べ訪問件数 1,865件 ・接続件数 46件
ストックマネジメント推進事業 (下水道課)	市全域における下水道施設の延命化とライフサイクルコストの平準化を図るため、ストックマネジメント全体計画に基づき、管きよの調査、改築修繕計画の策定及び人孔蓋交換工事を行った。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易調査 22,643.4m ・詳細調査 4,287.44m ・改築修繕計画 4,287.44m ・人孔蓋交換工事 34基 	令和2年度 <ul style="list-style-type: none"> ・改築工事 95m ・修繕工事 1,247m
下水道総合地震対策事業 (下水道課)	下水道総合地震対策計画[2期]に基づき、耐震診断及び耐震実施設計を行った。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・診断 1,837.68m ・実施設計 129.06m 	令和2年度 <ul style="list-style-type: none"> ・工事 更生 96m ・人孔 53基

主な事業内容		
⑤特定施設を設置する工場・事業場から排水される下水の水質の監視をはじめ、事業者などに対する排水基準の遵守の徹底・指導を千葉県と協力して進めます。		
令和3年度の実績結果		
特定事業場水質監視事業 (下水道課)	特定事業場の水質の検査を行い、水質基準値を満たさない事業場について、改善指導を行うことで公共水域の水質の保全を図った。届出特定事業場の増加に伴い、R2年度より測定箇所数が増加した。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・届出特定事業場排水の測定箇所数 49カ所 	令和2年度 43カ所

(3) 安心して暮らせる生活環境の確保

市民が快適かつ安心して生活していくためには、騒音・振動、悪臭などの生活環境や生活衛生を良好に保つ必要があります。

生活環境に関する問題は、都市化の進展や人々の生活様式の変化を背景に多様化しており、時代の変化に応じた対策が必要になります。近年では、新型コロナウイルス感染症対策によるテレワークの拡大などにより、市民が在宅する機会が増加していることから、生活騒音対策に取り組みます。

また、生活衛生については、ごみのポイ捨てやペットの適正な飼育、人々に害を及ぼす可能性のある生きものや生物多様性を脅かす生きものへの対策などを行います。

《主な事業内容と令和3年度の取組結果》

主な事業内容		
①事業者などに対し、関係法令の規制基準を遵守するように周知するとともに、法令に基づいた適切な指導を行います。		
令和3年度の取組結果		
環境保全条例に基づく規制（拡声器・深夜営業等に係る騒音等への指導） （環境保全課）	「浦安市環境所全条例」に定められた規制基準を元に、事業者等に対し、発生の抑制等に関する指導を行った。	
	・深夜営業の騒音に関する苦情件数 3件	令和2年度 3件
環境保全条例に基づく規制（地下水採取の規制） （環境保全課）	令和2年度、令和3年度ともに揚水施設を保有する事業者への指導を行う事例はない。	
	・揚水施設設置に係る届出件数 1件	令和2年度 0件
騒音規制法、振動規制法、環境保全条例に基づく規制 （環境保全課）	「浦安市環境保全条例」に定められた規制基準を元に、事業者等に発生の抑制等に関する指導を行った。	
	・公害苦情件数 25件	令和2年度 35件

主な事業内容	
②市内主要幹線道路における騒音・振動について定期的に測定し、必要に応じて道路管理者に改善を要請します。	
令和3年度の取組結果	
【再掲】主要幹線道路騒音・振動調査事業（環境保全課）	

主な事業内容	
③羽田空港を離着陸し、本市近傍を飛行する航空機の騒音影響を監視し、必要に応じて関係自治体と連携し、国へ改善を要請します。	
令和3年度の実績結果	
航空機騒音常時監視業務 (環境保全課)	航空機の騒音に対応するため、総合公園内に設置した航空機騒音測定局で、常時監視を行った。
羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会 (環境保全課)	情報の受け皿となる「協議会」と、付随する「羽田空港機能強化に関する連絡調整部会」において、千葉県や関係市町と足並みを揃え、国土交通省からの提案・情報提供について継続して協議した。
	・連絡協議会出席回数 2回

主な事業内容	
④生活騒音などを抑え、住民が安心して生活できるよう、生活環境に関する対策や啓発を行います。	
令和3年度の実績結果	
地盤沈下監視測定事業 (環境保全課)	市内の地盤沈下観測用精密水準点22地点において、県が測量した結果について、情報共有をする。(測定結果はP64参照)
悪臭防止法に基づく規制 (環境保全課)	悪臭に関する相談を受け付け、状況に応じ調査・指導・対策を行った。
	・苦情受付件数 3件
土壌汚染対策事業 (千葉県・環境保全課)	事業者との宅地開発事業等事前協議の中で土壌汚染対策法・残土条例の対象事業を把握し、必要に応じて県と協議するよう指導を行った。また、市民・事業者等からの問い合わせに対し、回答・担当部局の案内を行った。
開発に伴うテレビ電波障害対策 (環境保全課)	「浦安市中高層建築物等によるテレビ電波障害の防止に関する指導要綱」に基づき、対象事業者に対し、テレビ電波障害に関する報告書等の提出を求めた。また、提出を受けるにあたり、適切な対策計画が成されているか確認を行った。
	・苦情受付件数 0件

主な事業内容	
⑤一定規模以上の建築物の建築を行う場合、条例に基づく事前協議において、近隣紛争予防のための指導・助言を行います。	
令和3年度の実績結果	
開発指導事業 (都市計画課)	一定規模以上の建築物の建築を行う場合、条例に基づく事前協議において、近隣紛争予防の観点から風害や光害について考慮するよう指導・助言を行う。 (令和3年度は風害や光害が想定される建築行為の申請はなかった。)
	(参考) ・開発許可件数 0件 ・事前協議件数 73件

主な事業内容								
⑥ねずみや衛生害虫への対策を行うとともに、必要に応じて駆除を行います。								
令和3年度の実績結果								
害虫駆除事業 (環境衛生課)	家庭における害虫を駆除するため、薬剤を市役所窓口で配付した。害虫駆除剤、殺そ剤の申請数は減少したが、忌避剤の申請数は約 1.5 倍増加した。							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配布数</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・害虫駆除剤 214 袋</td> <td>害虫駆除剤 251 袋</td> </tr> <tr> <td>・殺鼠剤 89 袋</td> <td>殺鼠剤 100 袋</td> </tr> <tr> <td>・野良猫忌避剤 51,700ml</td> <td>野良猫忌避剤 34,400ml</td> </tr> </tbody> </table>	配布数	令和2年度	・害虫駆除剤 214 袋	害虫駆除剤 251 袋	・殺鼠剤 89 袋	殺鼠剤 100 袋	・野良猫忌避剤 51,700ml
配布数	令和2年度							
・害虫駆除剤 214 袋	害虫駆除剤 251 袋							
・殺鼠剤 89 袋	殺鼠剤 100 袋							
・野良猫忌避剤 51,700ml	野良猫忌避剤 34,400ml							

主な事業内容										
⑦ポイ捨て防止やペットの飼育、飼い主のいない猫（地域猫）に関する問題について継続的な啓発活動を行います。										
令和3年度の実績結果										
ポイ捨て防止対策事業 (環境衛生課)	例年、浦安駅前、新浦安駅前にて、自治会連合会や市内の各種事業者等と啓発キャンペーンを行っていたが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、各喫煙所にポイ捨て禁止ののぼりを設置し、ポイ捨て防止を呼びかけた。									
不法投棄パトロール事業 (環境衛生課)	不法投棄の多い地区の巡回パトロール及び投棄されたゴミの回収を行い、不法投棄の多い箇所に対して、モーションカメラや立て看板を設置し、再発防止に努めた。また、市民等からの通報による道路上等の不法投棄ゴミの回収を行った。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・回収件数 136 件</td> <td>165 件</td> </tr> </tbody> </table>		令和2年度	・回収件数 136 件	165 件					
	令和2年度									
・回収件数 136 件	165 件									
ペット適正飼育推進事業 (環境衛生課)	市内動物病院において狂犬病予防注射の済票交付の委託を行った。また、包括連携先であるイオンにおいて狂犬病予防注射接種についての館内放送を活用し、接種率向上を目的とした啓発を行った。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録数 6,122 頭</td> <td>登録数 5,932 頭</td> </tr> <tr> <td>・新規登録頭数 552 頭</td> <td>・新規登録頭数 577 頭</td> </tr> <tr> <td>・注射接種数 4,688 頭</td> <td>・注射接種数 4,407 頭</td> </tr> <tr> <td>・接種率 76.6%</td> <td>・接種率 74.3%</td> </tr> </tbody> </table>		令和2年度	登録数 6,122 頭	登録数 5,932 頭	・新規登録頭数 552 頭	・新規登録頭数 577 頭	・注射接種数 4,688 頭	・注射接種数 4,407 頭	・接種率 76.6%
	令和2年度									
登録数 6,122 頭	登録数 5,932 頭									
・新規登録頭数 552 頭	・新規登録頭数 577 頭									
・注射接種数 4,688 頭	・注射接種数 4,407 頭									
・接種率 76.6%	・接種率 74.3%									
動物愛護推進事業 (環境衛生課)	市内に生息する飼い主のいない猫の繁殖を防止するため、浦安市地域猫愛護員制度に基づき、動物病院等に不妊・去勢手術費を助成した。令和2年度に比べ、手術件数が減少しているため、市内に生息する飼い主のいない猫の繁殖を抑制できていると推測される。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・助成件数 71 件 (メス 32 件、オス 39 件)</td> <td>156 件 (メス 84 件、オス 72 件)</td> </tr> </tbody> </table>		令和2年度	・助成件数 71 件 (メス 32 件、オス 39 件)	156 件 (メス 84 件、オス 72 件)					
	令和2年度									
・助成件数 71 件 (メス 32 件、オス 39 件)	156 件 (メス 84 件、オス 72 件)									

主な事業内容	
⑧受動喫煙や吸い殻のポイ捨てなどの喫煙マナーについて、喫煙による健康被害を含めた意識の啓発を行います。	
令和3年度の実績結果	
受動喫煙防止に関する啓発 (健康増進課)	市ホームページでの周知やチラシ配布、パネル展の開催等により受動喫煙防止及び禁煙について啓発を行った。また、薬剤師会と連携し、市内薬局でのチラシや啓発物の配布等を行った。
喫煙所の設置 (環境衛生課)	たばこの吸い殻のポイ捨て防止や分煙対策を進めるため、舞浜駅周辺に喫煙所を設置する。(令和4年度に設置予定)

主な事業内容	
⑨市民生活や生物多様性を脅かすおそれのある野生動物や特定外来生物による被害を予防する対策を講じます。	
令和3年度の実績結果	
【再掲】特定外来生物防除事業 (環境衛生課)	
高病原性鳥インフルエンザ等野生鳥獣対策 (環境保全課)	死亡した野鳥等による高病原性鳥インフルエンザの感染が疑われる場合に、感染拡大防止のため、市民等へ周知を行う。令和2年度、3年度ともに死亡した野鳥等について市民から連絡あった際に回収等の対策を行ったが、高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例はなかった。

主な事業内容		
⑩ごみ散乱防護用ネットの貸し出しなどにより、カラスによる生活環境被害への対策を講じます。		
令和3年度の実績結果		
ごみ散乱防護事業 (ごみゼロ課)	カラスや猫にごみを荒らされている世帯等にカラス除けネットについて紹介し、ごみの散乱防止に繋げた。	
	<table border="1"> <tr> <td>・カラスネット貸出件数 299枚</td> <td>令和2年度 293枚</td> </tr> </table>	・カラスネット貸出件数 299枚
・カラスネット貸出件数 299枚	令和2年度 293枚	

3. 令和3年度 数値データ一覧

◆脱炭素社会

項目	指標	令和3年度	平成25年度 【基準年度】	指標の評価
市の事務事業における温室効果ガス排出量	令和12年度まで平成25年度比35%削減	33,359 t-CO ₂ (基準年比12.7%減)	38,221 t-CO ₂	○
太陽光発電の累計補助件数（浦安エコホーム事業）	-	964 件	452 件	○
市域全体からの温室効果ガス排出量	令和12年度までに平成25年度比30%減	(令和元年度) 812 千 t-CO ₂ (基準年比10.9%減)	911 千 t-CO ₂	○

《グラフ・表データ》

①市の事務事業における温室効果ガス排出量

【活動項目別温室効果ガス排出量】

(t-CO₂)

活動項目			基準値 (H25年度)		令和2年度		令和3年度		目標値* (R12年度)	
一般事務系	エネルギー 起源	電気	13,693	20,547	12,057	18,162	12,461	19,116	10,304	
		都市ガス	6,854		6,105		6,655			
	燃料 使用量	灯油		64		50		12	47	
		重油		26		0		0		
		LPG		2		2		4		
	公用車の 燃料使用量 ・走行量	ガソリン		206		202		205	204	
		軽油		113		71		67		
		CNG		79		1		0.04		
		自動車走行量(N2O)		6.1		5		4.8		
		自動車走行量(CH4)		0.2		0.3		0.3		
		自動車使用・漏洩		2		2		2.5		
	小計				21,047		18,497		19,411	10,555
	一般廃棄物焼却（連続燃焼式）				17,174		25,007		13,948	14,289
合計				38,221		43,504		33,359	24,844	

※浦安市地球温暖化対策実行計画（令和2年度策定）の目標値

【活動項目別活動量】

活動項目		基準値 (H25 年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	
一般事務系	エネルギー 起源	電気 (kWh)	26,283,021	26,383,820	27,877,935
		都市ガス(m ³)	3,054,343	2,720,664	2,965,485
	燃料 使用量	灯油 (l)	25,764	20,194	4,840
		重油 (l)	9,470	0	0
		LPG(m ³)	369	295	643
	公用車の 燃料使用量 ・走行量	ガソリン (l)	88,907	87,267	88,114
		軽油 (l)	43,767	27,497	25,954
		CNG(m ³)	19,807	302	19.4
		自動車走行量 (N2O) (km)	828,890	629,050	571,383
		自動車走行量 (CH4) (km)			
	自動車使用・漏洩	192	181	177	
	一般廃棄物焼却 (連続燃焼式) (t)		54,647	50,263	50,199

②市域の温室効果ガス排出量

【(部門別)温室効果ガス排出量】

(千 t-CO₂)

部門	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R 元 2019
家庭部門	235	260	267	225	212	224	246	197	196
業務部門	364	416	428	413	417	410	442	308	297
旅館・料亭・ホテル (木造)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
事務所・銀行・店舗 (木造)	3	4	4	4	4	4	4	3	3
劇場・病院 (木造)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2
事務所、店舗、百貨店 (木造以外)	193	223	229	217	220	216	233	160	148
病院、ホテル (木造以外)	167	189	194	191	193	190	205	145	146
産業部門	69	84	77	80	68	65	71	62	52
農林水産業	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.9	0.5
建設業・鉱業	8	9	9	11	10	8	8	5	4
製造業	62	75	68	69	57	57	62	56	47
運輸部門	213	214	214	212	179	179	179	241	240
自動車	202	201	201	200	167	168	168	230	229
鉄道	11	12	13	12	12	11	11	11	11
廃棄物部門	15	11	16	14	20	16	20	20	22
その他ガス	5	4	4	4	4	4	4	5	5
合 計	901	989	1,006	948	900	898	962	834	812

※平成 30 年度以降の数値については、算出根拠としている都道府県別エネルギー消費統計(資源エネルギー庁)等の統計データの算出方法が変更となったから参考値となります。

③浦安エコホーム補助金事業※ 補助対象別内訳

補助対象	補助内容	交付実績	
		実績 (件)	交付金額 (円)
太陽光発電システム	2万5千円/kW (上限10万円)	24	2,174,750
家庭用燃料電池システム	定額5万円	9	450,000
リチウムイオン蓄電システム	定額10万円	21	2,033,000
太陽熱利用システム	上限5万円	0	0
窓断熱	補助率1/4・上限8万円	15	1,030,605
合 計		69	5,688,355

④浦安エコホーム補助金事業※ 太陽光発電システム補助金交付実績

年度別	補助金交付件数	補助額	総出力	平均出力
15年度	9	719,500円	28.78kW	3.20kW
16年度	3	200,500円	8.02kW	2.67kW
17年度	12	793,250円	32.53kW	2.71kW
18年度	12	985,750円	43.04kW	3.59kW
19年度	17	1,416,500円	59.35kW	3.49kW
20年度	21	1,850,500円	82.52kW	3.93kW
21年度	43	3,670,000円	163.01kW	3.79kW
22年度	69	5,765,000円	244.40kW	3.54kW
23年度	103	8,984,500円	426.17kW	4.14kW
24年度	163	14,228,000円	668.97kW	4.10kW
25年度	148	12,160,000円	568.79kW	3.84kW
26年度	115	9,175,750円	417.71kW	3.63kW
27年度	73	5,723,000円	265.18kW	3.63kW
28年度	34	2,861,000円	141.67kW	4.17kW
29年度	27	2,576,750円	143.28kW	5.31kW
30年度	30	2,730,000円	141.98kW	4.73kW
元年度	34	3,200,000円	160.81kW	4.73kW
2年度	27	2,430,500円	125.68kW	4.65kW
3年度	24	2,174,750円	123.02kW	5.13kW
合計	940	81,645,250円	3,844.9kW	3.95kW

※令和4年度より「浦安市住宅用設備等脱炭素化補助金事業」に名称変更

⑤ 公共施設における再生可能エネルギー等の導入状況（令和4年3月31日現在）

再生可能エネルギー	施設名	定格出力(kW)
太陽光発電	市役所本庁舎	20.00
	南小学校屋内運動場	10.00
	東小学校屋内運動場	30.00
	入船小学校	20.00
	日の出南小学校	20.00
	明海南小学校・明海中学校	20.00
	高洲北小学校	10.00
	東野小学校	20.00
	浦安中学校	20.00
	堀江中学校	20.00
	入船中学校	20.00
	高洲中学校	20.00
	青葉幼稚園	7.00
	猫実保育園	10.00
	入船保育園	10.00
	日の出保育園	6.18
	高洲北小学校地区児童育成クラブ分室	3.00
	こどもの広場管理棟	9.00
	文化会館	20.00
	中央公民館	10.00
	堀江公民館	20.00
	富岡公民館	20.00
	美浜公民館	10.00
	地域交流プラザ(高洲公民館)	10.00
	中央図書館	50.00
	運動公園陸上競技場	10.00
	運動公園野球場	10.00
	運動公園管理棟	16.50
	パークシティ弁天自治会集会所	3.12
	さつき苑自治会集会所	4.00
	ジ・アイルズ自治会集会所	7.98
	シーガーデン新浦安自治会集会所・老人クラブ会館	9.50
	望海の街自治会集会所	3.00
	ラ・フィネス新浦安、パークシティ東京ベイ新浦安 SOL 合同自治会集会所	4.04
	パークシティ東京ベイ新浦安 Sea・Coco 合同自治会集会所	4.00
	まちづくり活動プラザ	40.00
	猫実若草クラブ会館	3.30
	富岡青葉会館	3.12
	弁天喜楽会館	4.00
	海南クラブ会館	4.00
	美浜寿会館	3.10
	セレナシニアクラブ会館	3.00
	老人福祉センター	10.00
	浦安市ワークステーション	10.00
	東野地区複合福祉施設（東野パティオ）	25.4
	ビーナスプラザ	3.50
	斎場	4.27
	日の出出張所	6.50
	浦安公園防災倉庫・災害対応屋外トイレ	7.68
	墓地公園（複合霊堂）	9.90
	三番瀬環境観察館	3.00
合計	51件	
	628.09kW	

再生可能エネルギー等	施設名	定格出力 (kW)
風力発電	ビーナスプラザ	2.50
廃棄物発電	クリーンセンター	1450.0
太陽熱利用	高洲小学校	内容 太陽熱を屋根裏部屋に貯め、ダクト（管）で1階に送る暖房システムを設置。
廃熱利用	クリーンセンター	ごみを焼却した後の廃熱を施設内の冷暖房および給湯に利用している。また、隣接する斎場、ワークステーションへ熱の面的利用を行っている。

再生可能エネルギー・省エネルギー機器	施設名	件数	内容
太陽光発電式街灯 (LED 照明)	中央図書館	1	図書館入口に太陽光発電式の歩道灯 (LED タイプ)
	消防本部	4	消防庁舎敷地内に外灯 (LED タイプ)
	新浦安駅前 プラザマーレ	2	屋外非常階段・屋上部の街灯
		1	立体駐車場前の車回し部の街灯
	幹線 1 号	15	太陽光発電式の歩道灯 (LED タイプ)
		4	太陽光発電式の避難場所案内表示 (LED タイプ)
	幹線 2 号	9	太陽光発電式の歩道灯 (LED タイプ)
	幹線 3 号	19	太陽光発電式の歩道灯
	幹線 4 号	13	
	幹線 9 号他	26	
一般県道	13		
合計	107		
風力・太陽光発電 一体型街灯	文化会館前	2	風力・太陽光ハイブリット・タイプの蛍光灯使用街灯
	新浦安駅前 プラザマーレ	3	地下駐輪場及び屋上遊戯場の照明用として屋上に設置
街路灯 LED	市内街路灯	11,000	二酸化炭素の排出量を半減する灯具 (LED 照明) を採用

◆循環型社会

項目		指標	令和3年度	平成28年度 【基準年度】	指標の 評価
家庭系ごみ 排出量	家庭系ごみ 排出量原単位 (g/人・日) ※1	令和9年度までに、410g/人・日 (基準年度(平成28年) から約75g削減)	487g/人・日	485g/人・日	-
事業系ごみ 排出量	事業系ごみ 総排出量(t)	令和9年度までに、21,938t (基準年度(平成28年) から約10%削減)	17,313t	24,372t	○
再資源化率(%) ※2		令和9年度までに、23%以上 (基準年度(平成28年度) から4.5pt向上)	19.7%	18.6%	-

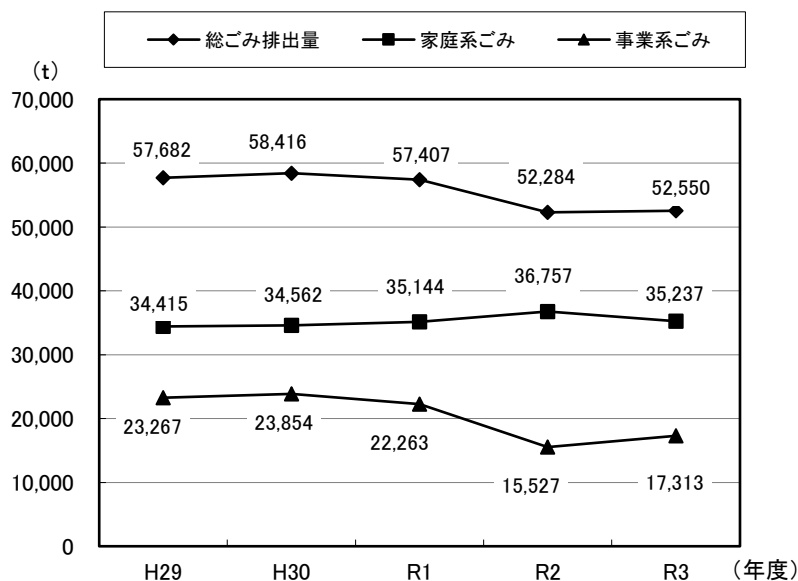
※家庭系ごみ排出量は資源物を除いた数値

《グラフ・表データ》

①ごみ排出量の推移

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総ごみ排出量	58,832	58,317	57,682	58,416	57,407	52,284	52,550
家庭系ごみ	34,606	34,328	34,415	34,562	35,144	36,757	35,237
事業系ごみ	24,226	23,989	23,267	23,854	22,263	15,527	17,313

<過去5年間の推移>

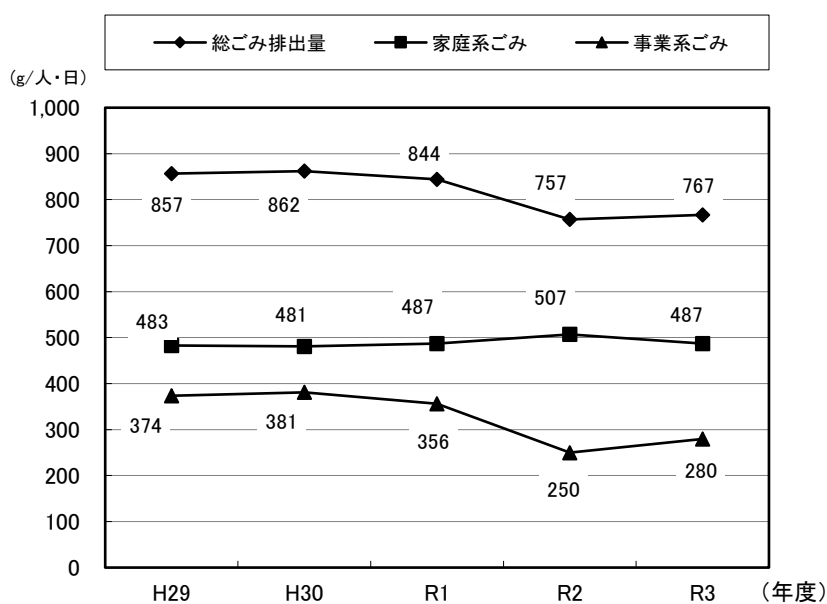


②一人あたりの1日平均ごみ排出量の推移(資源物を除く)

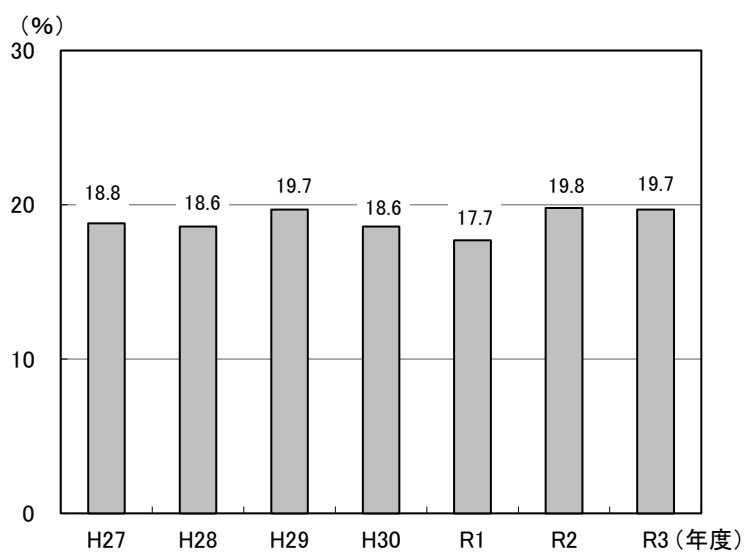
(g/人・日)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総ごみ排出量	893	873	857	862	844	757	767
家庭系ごみ	495	485	483	481	487	507	487
事業系ごみ	398	388	374	381	356	250	280

<過去5年間の推移>

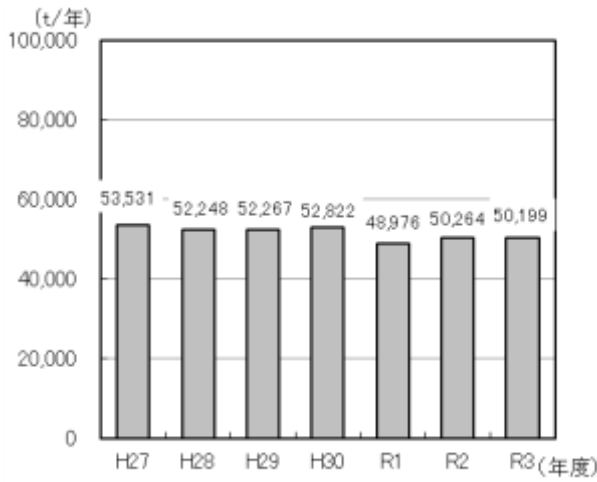


③再資源化率の推移

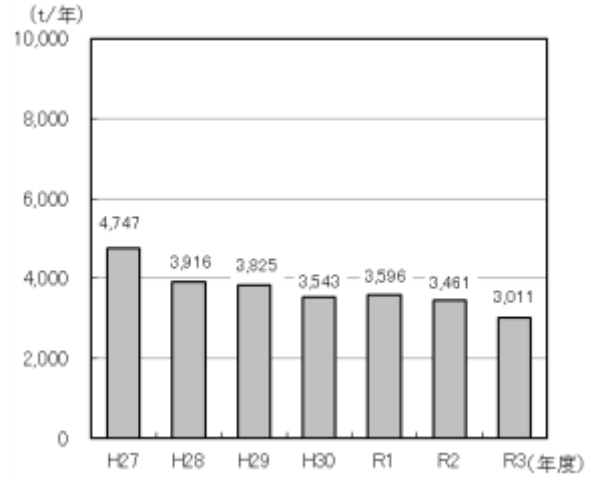


④焼却処分量と最終処分量の推移

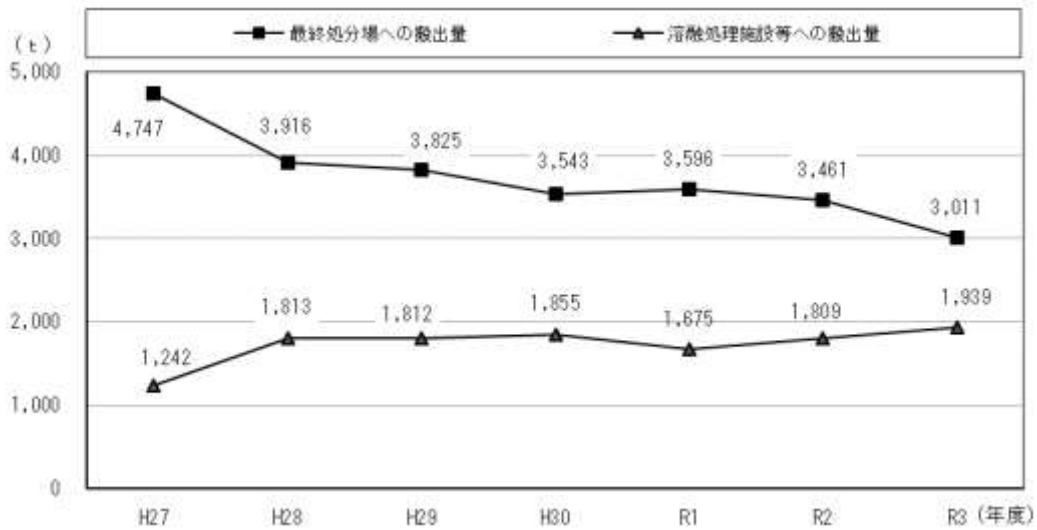
＜焼却処分量の推移＞



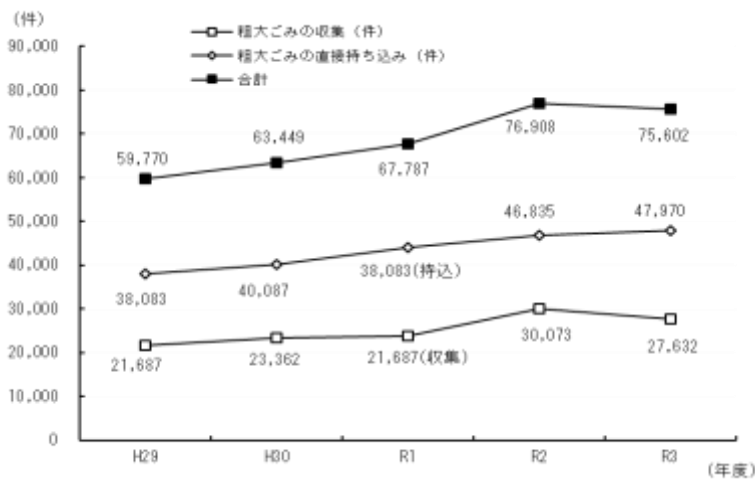
＜最終処分量の推移＞



＜焼却残渣運搬処分量の推移＞



⑤粗大ごみの受付件数の推移



⑥ (年度別) 家庭系ごみ・事業系ごみの詳細

項目	年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
人口等	人口(年度末現在)(人)	168,852	170,254	170,978	169,963	169,259	
	増加率(%)	0.8	0.8	0.4	△0.6	△0.4	
	年間平均人口(人)	167,492	169,400	170,275	170,485	169,132	
家庭ごみ	可燃ごみ	委託収集(t/年)	26,908	26,942	27,251	28,026	26,802
		持込(t/年)	0	0	0	0	0
		年間量(t/年)	26,908	26,942	27,251	28,026	26,802
		増加率(%)	0.4	0.1	1.1	2.8	△4.4
		1日平均量(t/日)	73.7	73.8	74.7	76.8	73.4
		一人1日平均量(g/人・日)	436.6	433.6	436.7	451.8	433.8
	不燃ごみ	委託収集(t/年)	995	1,017	1,043	1,171	1,010
		持込(t/年)	0	0	0	0	0
		年間量(t/年)	995	1,017	1,043	1,171	1,010
		増加率(%)	△1.6	2.2	2.5	12.3	△13.8
		1日平均量(t/日)	2.7	2.8	2.9	3.2	2.8
		一人1日平均量(g/人・日)	16.1	16.4	16.7	18.9	16.3
	粗大ごみ	委託収集(t/年)	446	473	474	597	541
		持込(t/年)	1,427	1,479	1,619	1,684	1,741
		年間量(t/年)	1,872	1,952	2,093	2,281	2,282
		増加率(%)	2.4	4.2	7.2	9.0	0.0
		1日平均量(t/日)	5.1	5.3	5.7	6.3	6.3
		一人1日平均量(g/人・日)	30.4	31.4	33.5	36.8	36.9
	(びん)資源ごみ	委託収集(t/年)	1,616	1,582	1,548	1,686	1,624
		持込(t/年)	0	0	0	0	0
		年間量(t/年)	1,616	1,582	1,548	1,686	1,624
		増加率(%)	△0.4	△2.1	△2.1	8.9	△3.7
		1日平均量(t/日)	4.4	4.3	4.2	4.6	4.4
		一人1日平均量(g/人・日)	26.2	25.5	24.8	27.2	26.3
	(缶)資源ごみ	委託収集(t/年)	487	478	479	522	506
		持込(t/年)	0	0	0	0	0
		年間量(t/年)	487	478	479	522	506
		増加率(%)	△2.7	△1.9	0.2	9.1	△3.2
		1日平均量(t/日)	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4
		一人1日平均量(g/人・日)	7.9	7.7	7.7	8.4	8.2
	(ペットボトル)資源ごみ	委託収集(t/年)	582	616	624	642	655
		持込(t/年)	0	0	0	0	0
		年間量(t/年)	582	616	624	642	655
		増加率(%)	△1.2	5.9	1.3	2.9	2.0
		1日平均量(t/日)	1.6	1.7	1.7	1.8	1.8
		一人1日平均量(g/人・日)	9.4	9.9	10.0	10.4	10.6
	(紙類)資源ごみ	委託収集(t/年)	1,955	1,975	2,106	2,428	2,358
		持込(t/年)	0	0	0	0	0
		年間量(t/年)	1,955	1,975	2,106	2,428	2,358
		増加率(%)	△0.8	1.0	6.7	15.3	△2.9
		1日平均量(t/日)	5.4	5.4	5.8	6.7	6.5
		一人1日平均量(g/人・日)	31.7	31.8	33.7	39.1	38.2
有害ごみ	委託収集(t/年)	0	0	0	0	0	
	持込(t/年)	0	0	0	0	0	
	年間量(t/年)	0	0	0	0	0	
	増加率(%)	—	—	—	—	—	
	1日平均量(t/日)	0	0	0	0	0	
	一人1日平均量(g/人・日)	0	0	0	0	0	
計	委託収集(t/年)	32,988	33,083	33,525	35,073	33,496	
	持込(t/年)	1,427	1,479	1,619	1,684	1,741	
	年間量(t/年)	34,415	34,562	35,144	36,757	35,237	
	増加率(%)	0.3	0.4	1.7	4.6	△4.1	
	1日平均量(t/日)	94.3	94.7	96.3	100.7	96.5	
	一人1日平均量(g/人・日)	558.4	556.2	563.1	592.5	570.4	

項目	年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
事業ごみ	可燃ごみ	許可業者 (t/年)	19,452	20,115	19,105	12,549	14,472
		持込 (t/年)	2,566	2,720	2,415	2,430	2,332
		産廃 (t/年)	8	9	5	3	1
		年間量 (t/年)	22,026	22,844	21,525	14,982	16,805
		増加率 (%)	△2.1	3.7	△5.8	△30.4	12.2
		1日平均量 (t/日)	60.3	62.6	59.0	41.0	46.0
	不燃ごみ	許可業者 (t/年)	671	608	516	336	341
		持込 (t/年)	91	67	50	45	29
		産廃 (t/年)	0	0	0	0	0
		年間量 (t/年)	762	674	566	382	371
		増加率 (%)	△6.0	△11.5	△16.1	△32.5	△2.9
		1日平均量 (t/日)	2.1	1.8	1.6	1.0	1.0
	粗大ごみ	許可業者 (t/年)	22	13	4	4	5
		持込 (t/年)	217	144	110	135	99
		産廃 (t/年)	0	0	0	0	0
		年間量 (t/年)	239	157	114	139	104
		増加率 (%)	△39.0	△34.2	△27.2	21.7	△25.4
		1日平均量 (t/日)	0.7	0.4	0.3	0.4	0.3
	資源ごみ (びん)	許可業者 (t/年)	175	154	31	15	21
		持込 (t/年)	38	1	1	0	0
		産廃 (t/年)	0	0	0	0	0
		年間量 (t/年)	213	154	32	15	21
		増加率 (%)	△16.3	△27.5	△79.5	△51.6	34.5
		1日平均量 (t/日)	0.6	0.4	0.1	0.0	0.1
	資源ごみ (缶)	許可業者 (t/年)	6	6	9	4	6
		持込 (t/年)	0	0	0	0	0
		産廃 (t/年)	0	0	0	0	0
		年間量 (t/年)	6	6	10	4	6
		増加率 (%)	16.4	△1.6	50.8	△58.2	43.3
		1日平均量 (t/日)	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	(ペットボトル) 資源ごみ	許可業者 (t/年)	10	14	11	3	6
		持込 (t/年)	0	0	0	0	0
		産廃 (t/年)	0	0	0	0	0
		年間量 (t/年)	11	14	11	4	6
		増加率 (%)	△12.5	36.2	△26.6	△65.7	55.8
		1日平均量 (t/日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資源ごみ (紙類)	許可業者 (t/年)	1	0	0	0	0
		持込 (t/年)	2	1	4	0	0
		産廃 (t/年)	0	0	0	0	0
		年間量 (t/年)	2	1	4	0	0
		増加率 (%)	△54.5	△53.2	320.0	△97.6	360.0
		1日平均量 (t/日)	0	0.0	0.0	0.0	0.0
有害ごみ	許可業者 (t/年)	8	3	2	1	2	
	持込 (t/年)	0	0	0	0	0	
	産廃 (t/年)	0	0	0	0	0	
	年間量 (t/年)	9	3	2	1	2	
	増加率 (%)	△6.6	△67.1	△28.6	△25.0	14.7	
	1日平均量 (t/日)	0	0.0	0.0	0.0	0.0	
計	許可業者 (t/年)	20,345	20,913	19,678	12,914	14,852	
	持込 (t/年)	2,914	2,932	2,580	2,611	2,461	
	産廃 (t/年)	8	9	5	3	1	
	年間量 (t/年)	23,267	23,854	22,263	15,527	17,313	
	増加率 (%)	△3.0	2.5	△6.7	△30.3	11.5	
	1日平均量 (t/日)	63.7	65.4	61.0	42.5	47.4	
	一人1日平均量 (g/人・日)	377.5	383.9	356.7	250.3	280.2	

項目	年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	
計	可燃ごみ	家庭ごみ (t)	26,908	26,942	27,251	28,026	26,802
		事業ごみ (t)	22,026	22,844	21,525	14,982	16,805
		年間量 (t/年)	48,934	49,786	48,776	43,008	43,607
		増加率 (%)	△0.8	1.7	△2.0	△11.8	1.4
		1日平均量 (t/日)	134.1	136.4	133.6	117.8	119.5
		一人1日平均量 (g/人・日)	794.0	801.2	781.6	693.3	705.8
	不燃ごみ	家庭ごみ (t)	995	1,017	1,043	1,171	1,010
		事業ごみ (t)	762	674	566	382	371
		年間量 (t/年)	1,758	1,692	1,609	1,553	1,381
		増加率 (%)	△3.5	△3.7	△4.9	△3.5	△11.1
		1日平均量 (t/日)	4.8	4.6	4.4	4.3	3.8
		一人1日平均量 (g/人・日)	28.5	27.2	25.8	25.0	22.3
	粗大ごみ	家庭ごみ (t)	1,872	1,952	2,093	2,281	2,282
		事業ごみ (t)	239	157	114	139	104
		年間量 (t/年)	2,111	2,109	2,207	2,421	2,386
		増加率 (%)	△4.8	△0.1	4.7	9.7	△1.4
		1日平均量 (t/日)	5.8	5.8	6.0	6.6	6.5
		一人1日平均量 (g/人・日)	34.3	33.9	35.4	39.0	38.6
	資源ごみ (びん)	家庭ごみ (t)	1,616	1,582	1,548	1,686	1,624
		事業ごみ (t)	213	154	32	15	21
		年間量 (t/年)	1,828	1,736	1,580	1,701	1,645
		増加率 (%)	△2.6	△5.0	△9.0	7.7	△3.3
		1日平均量 (t/日)	5.0	4.8	4.3	4.7	4.5
		一人1日平均量 (g/人・日)	29.7	27.9	25.3	27.4	26.6
	資源ごみ (缶)	家庭ごみ (t)	487	478	479	522	506
		事業ごみ (t)	6	6	10	4	6
		年間量 (t/年)	494	484	489	526	512
		増加率 (%)	△2.6	△1.9	0.9	7.8	△2.8
		1日平均量 (t/日)	1.4	1.3	1.3	1.4	1.4
		一人1日平均量 (g/人・日)	8.0	7.8	7.8	8.5	8.3
	(ペットボトル) 資源ごみ	家庭ごみ (t)	582	616	624	642	655
		事業ごみ (t)	11	14	11	4	6
		年間量 (t/年)	592	630	635	646	661
		増加率 (%)	△1.5	6.4	0.7	1.8	2.3
		1日平均量 (t/日)	1.6	1.7	1.7	1.8	1.8
		一人1日平均量 (g/人・日)	9.6	10.1	10.2	10.4	10.7
	資源ごみ (紙類)	家庭ごみ (t)	1,955	1,975	2,106	2,428	2,358
		事業ごみ (t)	2	1	4	0	0
		年間量 (t/年)	1,957	1,976	2,110	2,428	2,358
		増加率 (%)	△0.9	0.9	6.8	15.1	△2.9
		1日平均量 (t/日)	5.4	5.4	5.8	6.7	6.5
		一人1日平均量 (g/人・日)	31.8	31.8	33.8	39.1	38.2
有害ごみ	家庭ごみ (t)	0	0	0	0	0	
	事業ごみ (t)	9	3	2	1	2	
	年間量 (t/年)	9	3	2	1	2	
	増加率 (%)	6.6	△67.1	△28.6	△35.0	14.7	
	1日平均量 (t/日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	一人1日平均量 (g/人・日)	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	
合計	年間量 (t/年)	57,682	58,416	57,407	52,284	52,550	
	増加率 (%)	△1.1	1.3	△1.7	△8.9	0.5	
	1日平均量 (t/日)	158.0	160.0	157.3	143.2	144.0	
	一人1日平均量 (g/人・日)	935.9	940.0	919.9	842.8	850.6	

※ 1t未満の端数を四捨五入及び調整しているため合計数と合わない箇所がある。

※ 家庭ごみ排出量については、拠点回収量（牛乳パック、白色発泡トレイ、廃食油等）及び資源回収事業の回収量を含まない。

◆自然環境

		H29	H30	R1	R2	R3
都市公園面積	m ² /人	6.8	6.8	6.9	6.9	7
	全体面積 (ha)	115.2	115.4	117.4	117.4	119
都市公園など面積	m ² /人	10.4	10.3	10.4	10.4	11.2
	全体面積 (ha)	175.7	175.9	177.9	177.9	189.4

◆生活環境

●大気

項目		指標	令和3年度		令和2年度 【参考】	指標の 評価
大気汚染 物質の 環境基準	二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm以下であり、※ ¹ かつ、1時間値が 0.1ppm以下	猫実一般局 (長期的評価)	0.003ppm	0.002ppm	○
	二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppmから0.06ppm までのゾーン内、 またはそれ以下	猫実一般局 (長期的評価)	0.035ppm	0.039ppm	○
			美浜自排局 (長期的評価)	0.037ppm	0.022ppm	○
	浮遊粒子状 物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、※ ³ かつ1時間値が 0.20mg/m ³ 以下	猫実一般局 (長期的評価)	0.044mg/m ³	0.045mg/m ³	○
美浜自排局 (長期的評価)			0.040mg/m ³	0.040mg/m ³	○	
光化学 オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下 光化学スモッグ注意報 1時間値が0.12ppm以上 かつ継続する場合に発令	猫実一般局 超過日数 (短期的評価)	23日	28日	×	
		発令日数※	3日	1日	—	
微小粒子状 物質の 環境基準	微小粒子状 物質 (PM _{2.5})	年平均値(上段)が 15μg/m ³ 以下であり、 かつ、日平均値(下段)が 35μg/m ³ 以下	猫実一般局 (長期的評価)	7.1μg/m ³	8.5μg/m ³	○
				17.0μg/m ³	22.0μg/m ³	○
千葉県 環境 目標値	二酸化窒素 (NO ₂)	日平均値の年間98%値 が0.04ppm以下	猫実一般局 (長期的評価)	0.035ppm	0.039ppm	○
			美浜自排局 (長期的評価)	0.037ppm	0.022ppm	○

※ 二酸化硫黄・一酸化炭素・浮遊粒子状物質の※¹～※³は、短期的評価についても達成している。

※ 光化学スモッグ注意報は、葛南地域(市川市・船橋市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・浦安市)において、オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、この状態が継続すると判断されるとき発令される。

項目		指標	令和3年度		令和2年度 【参考】	指標の 評価
有害大気 汚染物質 の環境基 準	ベンゼン	年平均値が 3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	猫実一般局	0.70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.03 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	○
	トリクロ エチレン	年平均値が 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	猫実一般局	0.47 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.79 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	○
	テトラクロ エチレン	年平均値が 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	猫実一般局	0.085 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.09 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	○
	ジクロロ メタン	年平均値が 150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	猫実一般局	1.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	○
ダイオキシン 類の環境 基準	ダイオキシン 類	年平均値が 0.60pg-TEQ/ m^3 以 下	浦安市役所 (郷土博物 館)	0.013 pg-TEQ/ m^3	0.02 pg-TEQ/ m^3	○

項目	指標	令和3年度		令和2年度 【参考】		指標の 評価
		当代島 公民館	夏季：0.070本 冬季：0.070本	夏季： 0.36本	冬季： 0.33本	
大気中アスベスト 濃度の環境目標値	大気1L中に含ま れるアスベストの織 維が1本を下回る こと※	日の出 公民館	夏季：0.056本 冬季：0.056本	夏季： 0.32本	冬季： 0.40本	○
		今川記念 会館	夏季：検出下限値以下 冬季：0.056本	夏季： 0.28本	冬季： 0.27本	○
		2件		4件		○
大気に関する 公害苦情件数	基準年（平成24 年度）より減	2件		4件		○

※ WHO（世界保健機関）による化学物質に関する評価書において、「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は、1～10本/L程度であり、この程度であれば、健康リスクが検出できないほど低い」とされていることを踏まえ、大気1L中に含まれるアスベストの繊維が1本を下回ることを指標としている。

《グラフ・表データ》

① 光化学スモッグ注意報・警報発令状況（葛南地域）

葛南地域※	H29	H30	R1	R2	R3
注意報（日）	4	1	4	1	3
警報（日）	0	0	0	0	0
重大緊急報（日）	0	0	0	0	0

② 微小粒子状物質（PM2.5）の測定結果（年間値） 「猫実一般環境大気測定局」（令和3年度測定）

有効 測定日数	測定 時間	平均値	日平均値 の 最高値	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数と その割合		1時間値の 最高値	日平均値の 98%値	98%値評価に よる日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数
				（日）	（%）			
362	8,678	7.1	23.3	0	0.0	45	17	0

③ 公害大気汚染物質（ベンゼン等）測定経年変化 (単位：μg/m³)

項 目	H29	H30	R1	R2	R3
ベンゼン	1.3	0.77	1.17	1.03	0.70
トリクロロエチレン	0.68	0.84	0.75	0.79	0.47
テトラクロロエチレン	0.12	0.16	0.12	0.09	0.085
ジクロロメタン	1.3	2.37	1.68	1.4	1.1

④ 大気中のダイオキシン類の濃度測定結果（令和3年度測定） (pg-TEQ/m³)

		浦安市役所
春	季（令和3年6月3日～10日）	0.0089
夏	季（令和3年7月7日～7月14日）	0.020
秋	季（令和3年10月6日～13日）	0.0068
冬	季（令和3年1月12日～19日）	0.015
年平均値		0.013

⑤ 大気中のアスベストの濃度測定結果（平均値）（令和3年度測定）

地 点		④当代島公民館	⑤日の出公民館	⑥今川記念会館
アスベスト (本/L)	夏季	0.070	0.056	検出下限値以下
	冬季	0.070	0.056	0.056

※ 大気試料採取期間：令和3年7月19日～21日、令和4年1月25日～27日

⑥ 酸性雨測定結果

・年平均値（年度推移）

	H29	H30	R1	R2	R3
pH 年平均値	4.8	5.0	—	5.0	5.3

※ 大気中の二酸化炭素が十分溶け込んだ場合のpHが5.6であるため、酸性雨の目安はpH5.6以下

※ 令和2年度は6月から測定

・月別値

酸性雨自動分析装置設置場所：中央図書館屋上（令和3年度測定）

項目 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
pH 最大値	6.3 5	7.5 2	6.1	6.5	6.6	6.4	6.0	6.2	7.4	7.0	6.2	6.5
pH 最小値	4.5 0	3.9 5	4.2	4.1	4.0	4.2	5.2	5.9	5.5	5.0	4.5	4.4
pH 平均値	5.3 3	4.8 1	5.1	4.9	5.3	5.1	5.2	5.4	6.6	5.4	5.1	5.2
pH5.6 以下 (回)	5	10	6	6	8	10	12	3	0	1	2	8
測定回数 (回)	5	11	9	7	10	10	12	4	4	2	3	9

●水質

項目		指標	令和3年度	令和2年度 【参考】	指標の 評価	
河川の 環境基準	旧江戸川 (河川B類型)	水素イオン濃度 指数 (pH)	6.5 以上 8.5 以下	7.6	7.6	○
		生物化学的酸素 要求量 (BOD)	3 mg/L 以下	2.0 mg/L	1.7mg/L	○
		浮遊物質量 (SS)	25mg/L 以下	10 mg/L	15mg/L	○
		溶存酸素量 (DO)	5 mg/L 以上	8.4mg/L	8.1mg/L	○
		大腸菌群数	5,000MPN /100ml 以下	7,900	7,400	×
		人の健康の保護に 関する環境基準 (27 項目)	各項目の 環境基準	全項目達成	全項目達成	○
市内 河川の 環境 目標値	猫実川 (河川E類型相当)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	10mg/L 以下	3.3mg/L	4.0mg/L	○
	堀江川 (河川E類型相当)		10mg/L 以下	4.7mg/L	3.8mg/L	○
	境川 (A地点) (河川C類型相当)		5mg/L 以下	4.2mg/L	3.4mg/L	○
	境川 (B地点) (河川C類型相当)		5mg/L 以下	17.7mg/L	6.8mg/L	×
	見明川 (河川C類型相当)		5mg/L 以下	3.0mg/L	4.0mg/L	○
海域の 環境基準	東京湾 (海域B類型・ 海域IV類型)	水素イオン濃度 指数 (pH)	7.8 以上 8.3 以下	8.1	8.2	○
		化学的酸素 要求量 (COD)	3 mg/L 以下	3.6mg/L	4.1mg/L	×
		溶存酸素量 (DO)	5 mg/L 以上	6.7mg/L	7.8mg/L	○
		全窒素 (T-N)	1 mg/L 以下	0.72mg/L	0.68mg/L	○
		全りん (T-P)	0.09mg/L 以下	0.071mg/L	0.061mg/L	○
		人の健康の保護に 関する環境基準 (27 項目)	各項目の 環境基準	全項目達成	全項目達成	○

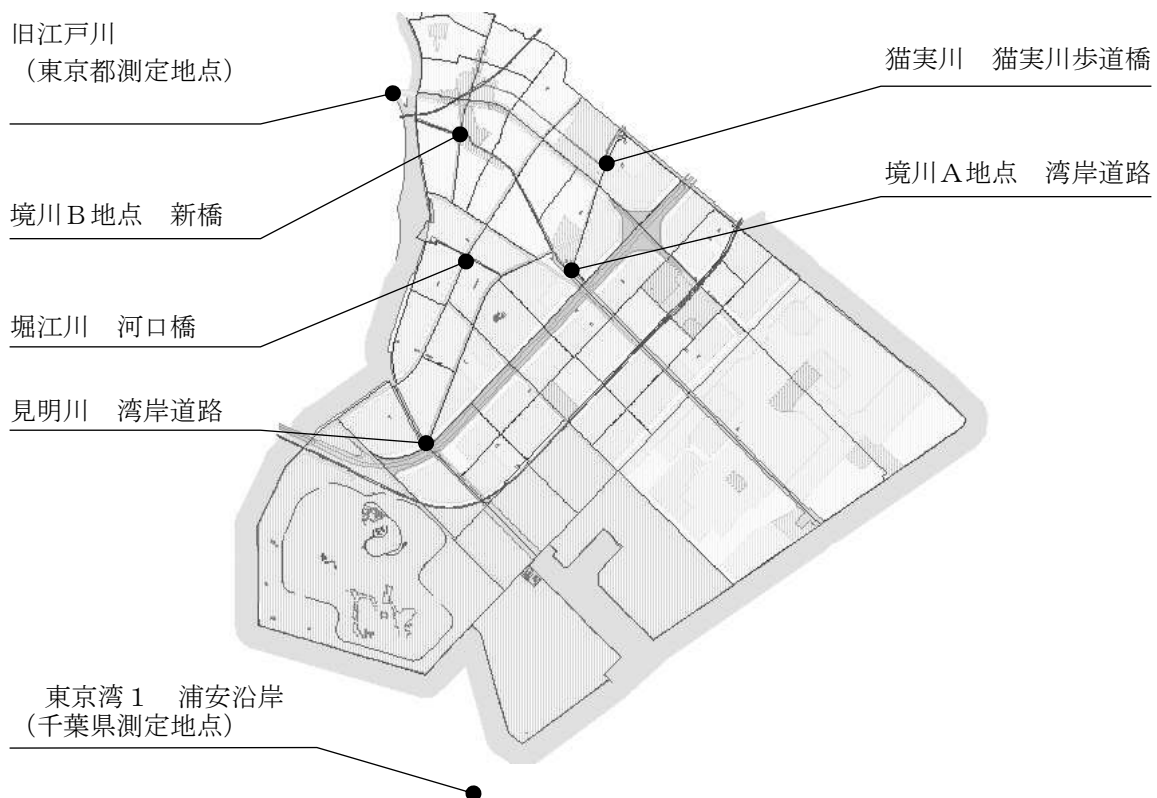
※ pH、SS、DO、は、年平均値で環境基準の達成状況を評価した。

※ 全窒素 (T-N)、全りん (T-P) は、表層の年平均値の平均値で環境基準の達成状況を評価した。

※ BODとCODは75%水質値により、環境基準と環境目標値の達成状況を評価した。

項目	指標	令和3年度	令和2年度 【参考】	指標の評価
河川の水の透視度	<川のきれいさを継続的に把握するための項目>	境川A地点 26.5 cm	境川A地点 30.0 cm	—
平均水温	<水質や河川の生態系に影響を与える水温の変化を継続的に把握するための項目>	境川A地点 19.9℃	境川A地点 21.1℃	—

<水質調査地点>



《グラフ・表データ》

(河川)

① 旧江戸川BOD経年変化

(単位 : mg/L)

項目	H29	H30	R 1	R 2	R 3
75%値	1.8	1.6	1.9	1.7	2.6
年平均値	1.7	1.2	1.6	1.5	1.7

② 市内河川 (猫実川、堀江川、境川 (A・B地点)、見明川)

(単位 : mg/L〔pH 以外〕)

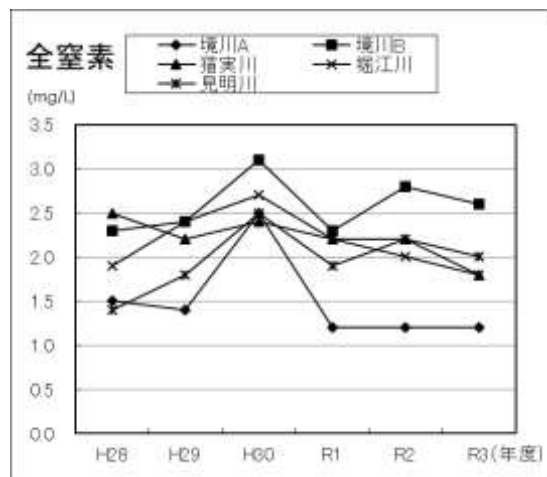
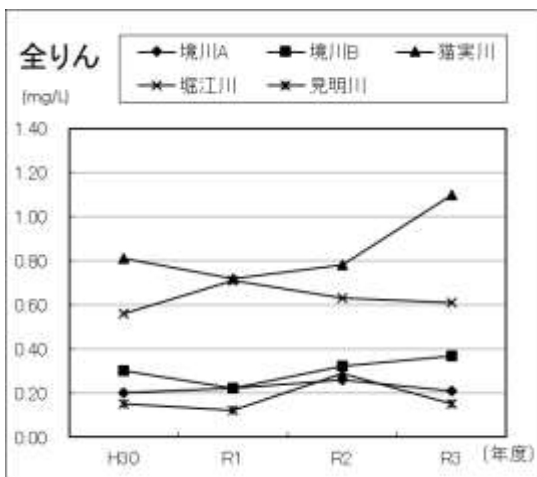
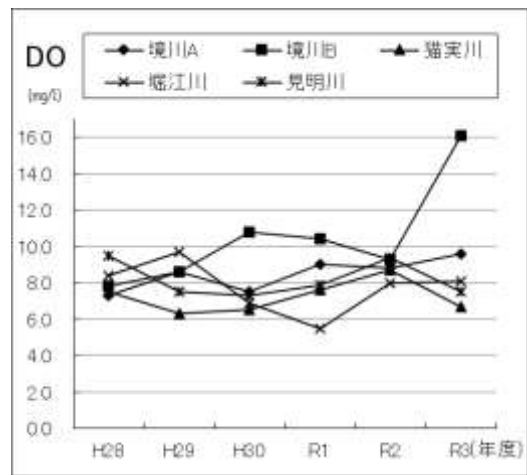
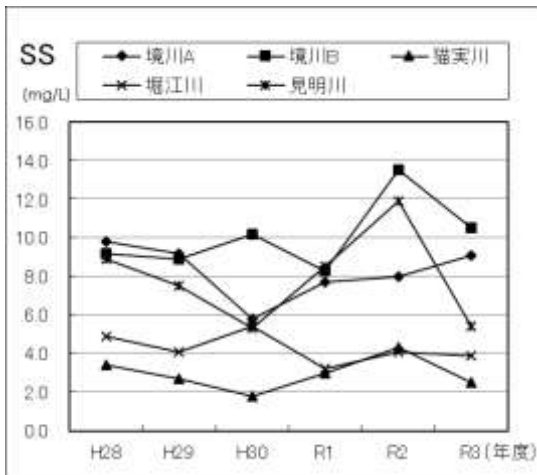
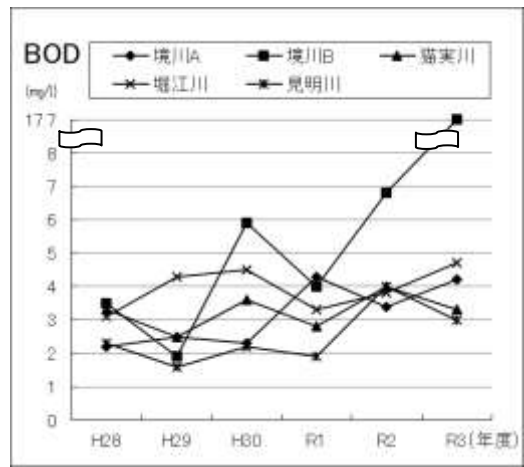
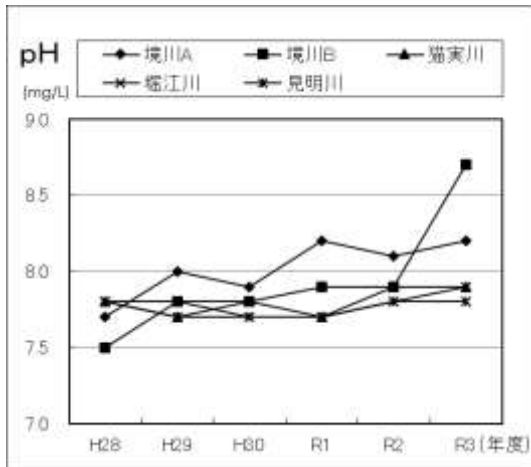
河川	項目	5月	8月	11月	2月	年平均値
境川 A地点	pH	8.7	8.4	7.6	8.0	8.2
	SS	26.0	5.8	2.4	2.0	9.1
	BOD	5.4	4.2	1.9	3.3	3.7
						4.2(75%水質値)
	DO	13.9	9.1	4.8	10.6	9.6
	全窒素	1.4	0.9	1.3	1.0	1.2
全りん	0.32	0.20	0.20	0.10	0.21	
境川 B地点	pH	9.3	9.6	7.5	8.2	8.7
	SS	18.4	8.8	6.5	8.2	10.5
	BOD	6.1	19.9	1.9	17.7	11.4
						17.7(75%水質値)
	DO	19.9	22.3	5.7	16.3	16.1
	全窒素	1.8	1.7	3.0	4.0	2.6
全りん	0.32	0.49	0.23	0.45	0.37	
猫実川	pH	7.8	7.8	7.8	8.0	7.9
	SS	4.0	2.8	1.9	1.1	4.3
	BOD	1.9	3.3	2.9	3.6	4.9
						4.0(75%水質値)
	DO	5.9	6.1	7.3	7.6	8.7
	全窒素	1.7	1.3	2.1	2.0	2.2
全りん	0.94	0.7	1.17	1.6	0.78	
堀江川	pH	7.7	8.0	7.7	8.0	7.9
	SS	2.5	8.9	2.6	1.5	3.9
	BOD	4.7	5.2	2.3	4.7	4.2
						4.7(75%水質値)
	DO	4.9	7.8	8.6	11.2	8.1
	全窒素	2.6	1.6	1.5	1.4	1.8
全りん	1.07	0.57	0.33	0.45	0.61	
見明川	pH	7.9	8.0	7.6	7.7	7.8
	SS	4.8	9.0	4.3	3.5	5.4
	BOD	2.2	3.0	2.2	4.0	2.9
						3.0(75%水質値)
	DO	6.8	8.4	6.3	8.5	7.5
	全窒素	1.7	1.7	2.2	2.4	2.0
全りん	0.16	0.11	0.16	0.16	0.15	

※ BODの環境目標値は、猫実川、堀江川 : 10 mg/L 以下。境川、見明川 : 5 mg/L 以下。

※ 河川におけるBODの環境基準や環境目標値の達成状況は75%水質値で評価する。

※ BODの経年変化は一般的には年平均値で概況をみる。

③ 河川等水質調査結果（経年変化・グラフ）



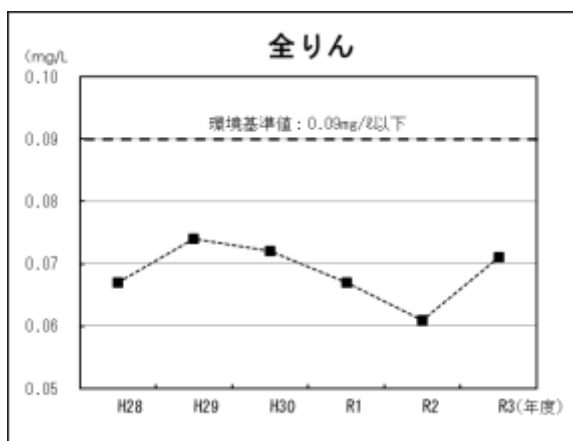
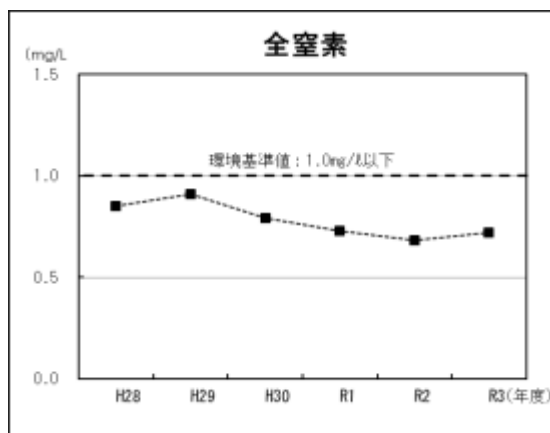
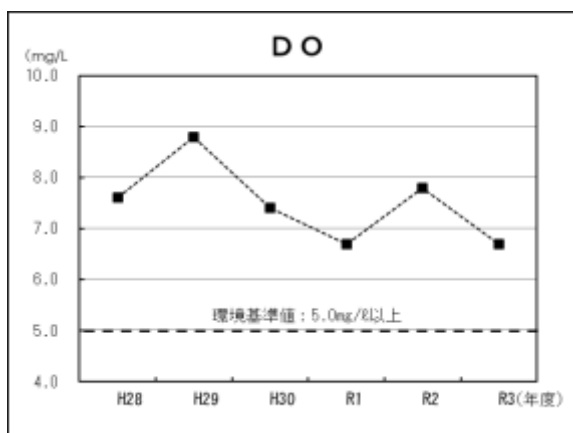
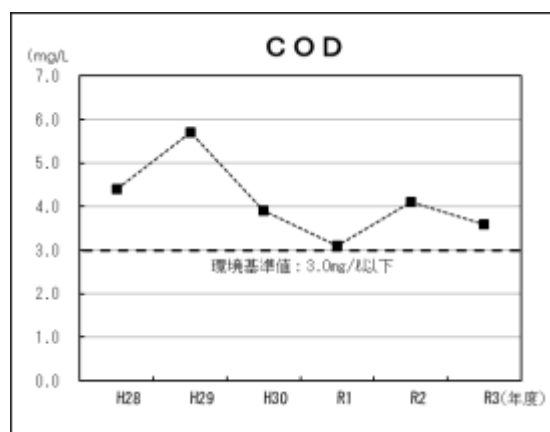
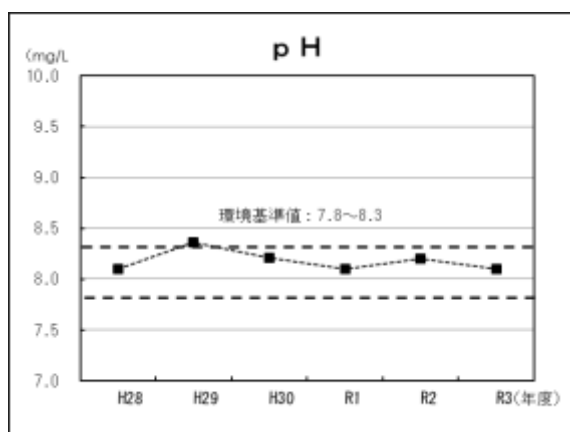
(海域)

① 東京湾水質測定結果

(単位：mg/L〔pH 以外〕)

s z s 項目	H29	H30	R 1	R 2	R 3
pH	8.4	8.2	8.1	8.2	8.1
COD	5.7 (75%水質値)	3.9 (75%水質値)	3.1 (75%水質値)	4.1 (75%水質値)	3.6 (75%水質値)
DO	8.8	7.4	6.7	7.8	8.7
全窒素	0.91	0.79	0.73	0.68	0.72
全りん	0.074	0.072	0.067	0.061	0.071

(東京湾水質測定結果 (グラフ))



(下水道)

項目	H29	H30	R 1	R 2	R 3
生活排水処理率	97.2%	97.4%	97.6%	97.8%	97.9%
下水道人口普及率	99.6%	99.6%	99.7%	99.8%	99.8%
下水道整備率	93.3%	93.3%	93.3%	93.4%	93.4%
水洗化率	97.5%	97.6%	97.7%	97.8%	97.9%

●騒音・振動・その他

① 自動車騒音・道路交通振動要請限度調査結果（令和3年度測定）

No	地点	自動車騒音(dB)				道路交通振動(dB)			
		昼(6~22時)		夜(22~6時)		昼(8~19時)		夜(19~8時)	
		平均値	環境基準 要請限度	平均値	環境基準 要請限度	平均値	要請 限度	平均値	要請 限度
1	当代島三丁目 (市川浦安線沿い)	69	70 75	64	65 70	33	65	26	60
2	北栄三丁目 (やなぎ通り)	69	70 75	65	65 70	44	65	38	60
3	富岡四丁目 (湾岸道路西行き)	67	70 75	67	65 70	49	65	46	60
4	東野三丁目 (湾岸道路東行き)	59	70 75	56	65 70	45	65	43	60
5	弁天二丁目 (市道幹線5号)	67	70 75	65	65 70	48	65	44	60
6	弁天二丁目 (若潮通り)	67	70 75	62	65 70	45	65	38	60
7	舞浜二丁目 (幹線6号沿い)	65	70 75	61	65 70	46	65	43	60
8	舞浜三丁目 (幹線6号沿い)	56	70 75	52	65 70	46	65	42	60

※測定期間 令和4年2月15日(火)・16日(水)・17日(木) / 2月28日(月)・3月1日(火)・2日(金) / 3月14日(月)・15日(火)・16日(水)

② 自動車騒音の常時監視に係る面的調査の結果（令和3年度測定）

No	路線名	区間延長(km)	総家屋数	基準値内戸数	達成率(%)
i	主要地方道東京浦安線	0.5	824	824	100.0
ii	市道幹線2号	2.4	2,902	2,902	100.0
iii	市道幹線5号	2.0	997	977	98.0
iv	市道幹線4-52号	0.5	107	107	100.0
5区間合計		5.4	4,830	4,810	99.6

※測定期間 令和4年2月21日(12時)~22日(12時)



③ 羽田空港航空機騒音測定結果

[測定地点] 明海測定局 (市所有・総合公園内) [期間] R3.4.1~R4.3.31

月 (測定日数)	単発騒音発生回数					航空機騒音	
	N1 (0~7時)	N2 (7~19時)	N3 (19~22時)	N4 (22~24時)	計	Lden (dB) ※1	WECPNL
4月 (30日)	51	529	193	36	809	43.3	55.2
5月 (31日)	29	344	164	24	561	42.7	54.3
6月 (30日)	50	650	154	28	882	41.6	52.7
7月 (31日)	63	752	184	27	1,026	42.5	53.9
8月 (31日)	39	418	127	15	599	42.4	54.0
9月 (29日)	56	579	153	26	814	41.7	52.4
10月 (31日)	35	589	159	36	819	42.1	52.1
11月 (30日)	103	741	323	26	1,193	43.8	54.0
12月 (31日)	105	712	387	17	1,221	43.8	55.1
1月 (31日)	97	682	461	17	1,257	42.8	53.2
2月 (28日)	55	548	219	16	838	41.7	52.0
3月(31日)	90	777	338	37	1,242	44.9	58.5
合計	773	7,321	2,862	305	11,261		
月平均	64.4	610.1	238.5	25.4	938.4	42.9	54.2
日平均	2.1	20.1	7.9	0.8	30.9		

※1 騒音影響の基準として、平成 25 年度からの航空機騒音に係る環境基準として採用されている Lden (時間帯補正等価騒音レベル) 及び、参考として、平成 24 年度まで航空機騒音の環境基準として使用していた WECPNL (加重等価平均感覚騒音レベル)も記載している。

④ 地盤沈下測定結果

標石番号	地点	標高 (m) (R3年1月現在)	変動量 (mm)				
			H29年1月	H30年1月	H31年1月	R2年1月	R3年1月
9838	旧浦安町役場前	0.4694	1.8	0.3	1.7	△1.9	7.3
90	中央公民館	0.3233	2.5	1.2	—	△1.9	7.1
U-1	海楽西児童公園	2.7027	0.4	1.1	1.2	△1.1	3.6
U-2	東小学校	-0.3228	0.2	1.1	0.9	△1.5	2.9
U-3A	富士見5丁目26堤防突端	2.3678	△1.7	△0.6	1.6	△3.6	4.0
U-4	南小学校	—	0.9	△0.1	—	—	—
U-5	江川児童公園	0.6037	1.2	0.7	1.4	△2.5	6.2
U-6	堀江4丁目8緑地内	0.3346	1.8	1.6	1.9	△2.2	7.3
U-7	善福寺	0.2008	1.7	1.2	1.6	△1.2	5.2
U-8	中央公園	1.8571	△2.0	△2.6	△0.9	△3.9	2.8
U-9	鉄鋼通り3丁目緑地内	1.3837	△6.8	△6.0	△5.1	△6.7	1.1
U-10	鉄鋼通り2丁目緑地内	1.9977	△9.3	△6.4	△5.3	△6.7	△1.3
U-11	今川3丁目14緑地内	1.7702	△8.1	△5.4	△5.1	△6.5	0.2
U-12A	入船4丁目37緑地内	—	—	—	—	—	—
U-13	入船3丁目34緑地内	2.1404	△10.8	△7.4	△8.0	△8.6	△0.5
U-14	美浜東第一児童公園	2.1581	△3.5	1.6	△0.7	△1.4	5.2
U-16	舞浜1丁目2	3.2761	△1.0	△0.3	△1.8	△0.4	4.7
U-17	千鳥9	1.6654	△9.0	△7.3	△4.5	△5.9	0.6
U-18	港75	2.5481	△3.3	△1.3	△1.1	△1.5	2.2
U-19	千葉県立浦安南高等学校	3.6210	△10.7	△7.7	△8.3	△8.1	△1.9
U-20	高洲中央ポンプ場	3.0760	△2.9	△1.3	△0.9	△3.4	4.8
U-22	日の出小学校	3.4598	△3.0	△0.4	△1.0	△1.3	4.5

※ 各地点の変動量は、前年度の標高測定値と比較した数値である。

(例：旧浦安町役場前平成30年1月現在変動量 = 平成30年1月時点標高「462.3mm」 - 平成29年1月時点標高「462.0mm」)

資料編

1 環境審議会

■浦安市環境審議会委員

令和4年8月現在

区分	役職	氏名	任期
市民	委員	亀井 克一	令和4年8月1日～令和6年7月31日
	委員	川口 敦弘	令和4年8月1日～令和6年7月31日
	委員	島野 圭司	令和4年8月1日～令和6年7月31日
	委員	畑山 文恵	令和4年8月1日～令和6年7月31日
	委員	前田 喜久栄	令和4年8月1日～令和6年7月31日
学識経験者	会長	奥 真美	令和4年8月1日～令和6年7月31日
	委員	志々目 友博	令和4年8月1日～令和6年7月31日
	委員	中川 直子	令和4年8月1日～令和6年7月31日
	委員	浜島 裕美	令和4年8月1日～令和6年7月31日
	副会長	宮川 正孝	令和4年8月1日～令和6年7月31日
事業者	委員	荒谷 栄一郎	令和4年8月1日～令和6年7月31日
	委員	大塚 靖	令和4年8月1日～令和6年7月31日
	委員	碓井 達郎	令和4年8月1日～令和6年7月31日
	委員	菊間 紀	令和4年8月1日～令和6年7月31日
	委員	田中 嘉穂	令和4年8月1日～令和6年7月31日

■浦安市環境審議会規則

平成 15 年 12 月 26 日 規則第 55 号

(趣旨)

第1条 この規則は、浦安市環境基本条例(平成15年条例第31号)第29条第6項の規定により、浦安市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ互選により選出された委員が会長の職務を代理する。
(平26規則4・一部改正)

(会議)

第3条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

(参考意見の聴取等)

第4条 審議会において、必要があると認めるときは、市職員その他関係者の出席を求め、参考意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

(平19規則23・一部改正)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第23号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月10日規則第4号)

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第21号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 浦安市環境基本条例

平成 15 年 10 月 1 日 条例第 31 号
改正 平成 25 年 3 月 29 日 条例第 16 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 環境の保全に関する基本的施策

第 1 節 施策の策定等に係る基本方針(第 8 条)

第 2 節 施策の策定等に当たっての措置(第 9 条)

第 3 節 環境基本計画等(第 10 条・第 11 条)

第 4 節 環境の保全に関する施策等(第 12 条—第 25 条)

第 3 章 地球環境の保全に関する施策(第 26 条)

第 4 章 浦安市環境審議会(第 27 条—第 29 条)

附則

浦安は、三方を海と川に囲まれ、長年にわたり、恵まれた自然の下で漁業を中心として栄え、独自の生活や地域文化を培ってきた。しかし、その後の海面の埋立てや交通機関の整備などにより、まちは大きく変ぼうし、他に例をみないほどの発展を遂げている。

私たちはこれまで、製紙工場による悪水放流事件における抗議行動など、浦安の良好な環境を守るため力を合わせてきた。

しかし一方では、今日、自らを省みると、生活の便利さや物質的な豊かさを求めて、資源やエネルギーを大量に消費する生活を続けている。このような私たちの生活は、身近な自然の減少や大気汚染、水質汚濁等の公害の拡大、廃棄物の増加などによる環境問題を発生させ、さらには人類の存在基盤である地球自体の環境を脅かすに至っている。

私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境の恵沢を享受できるようにするとともに、人類の存在基盤である環境を将来に引き継ぐ責務を有していることを深く自覚しなければならない。さらには、先人たちの知恵や経験を受け継ぎながら、すべての者がそれぞれの責務を積極的に果たし、自ら参加し、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会を協働して形成しなければならない。

このような認識の下、私たちは、英知と総力を結集して、人と自然とが共生する水と緑で囲まれた快適な環境都市としての浦安を創り上げ、その環境の保全を推進することを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全(良好な自然環境が回復する条件の創出及び良好な生活環境の創出を含む。以下同じ。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影

響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(4) 滞在者等 市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を確保するとともにこれが将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、すべての者が、それぞれの立場に応じた役割分担の下に、環境への負荷をできる限り低減すること及び持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。

3 環境の保全は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識し、人と自然とが共生していくことを旨とし、海と川に接した特性を生かして自然と文化の調和のとれた快適な環境を実現していくように行われなければならない。

4 環境の保全は、地域における日常生活や事業活動が地球全体の環境と深くかかわっていることを認識して、地球環境の保全に資するように行われなければならない。

5 環境の保全は、すべての者が、それぞれの責務を自覚し、協働して行われなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める環境の保全に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの事務事業の執行に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

3 市は、環境の保全のために広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その施策の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

- 3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念のっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念のっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第 6 条 市民は、基本理念のっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念のっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者等の責務)

- 第 7 条 滞在者等は、基本理念のっとり、その滞在又は通過に伴う環境への負荷を低減し、及び市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第 2 章 環境の保全に関する基本的施策

第 1 節 施策の策定等に係る基本方針

(施策の基本方針)

- 第 8 条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念のっとり、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行わなければならない。
- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
 - (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、本市の多様な自然環境が体系的に保全されること。
 - (3) 市民と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
 - (4) 潤いと安らぎのある都市空間の形成、人にやさしい施設の整備、歴史的文化的資源の保全及び活用がされること。
 - (5) 環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用、廃棄物の減量等が図られること。
 - (6) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する取組がされること。

第 2 節 施策の策定等に当たった措置

- 第 9 条 市は、すべての施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念のっとり、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第 3 節 環境基本計画等

(環境基本計画の策定)

- 第 10 条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な

計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及びこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、浦安市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

- 第 11 条 市長は、毎年、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第 4 節 環境の保全に関する施策等

(環境基本計画との整合)

- 第 12 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の推進)

- 第 13 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、事前に環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制等)

- 第 14 条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。
- 2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。
 - 3 前 2 項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために、必要な規制、指導その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境保全協定)

- 第 15 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業者と環境の保全に関する必要な協定を締結するよう努めるものとする。

(経済的措置)

- 第 16 条 市は、市民等が自ら行う環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全に資する活動を促進するため、必要かつ適正な助成その他の経済的措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この

項において「負荷活動」という。)を行う者を自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導することを目的としてその者に対して適正な経済的負担を求める措置についての調査及び研究を行い、その措置が特に必要であるときは、市民等の理解の下に、その措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第 17 条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用の促進等)

第 18 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

(環境の保全に関する教育及び学習の振興等)

第 19 条 市は、環境の保全について、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、市民等が環境の保全についての理解を深めるとともに、市民等の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動を促進するための措置)

第 20 条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 21 条 市は、第 19 条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の市民等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第 22 条 市は、環境の保全に関する施策の策定に当たっては、市民等の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第 23 条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第 24 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 25 条 市は、環境の保全に関する施策の総合的な調整及び計画的な推進を図るために必要な体制の整備に努めるものとする。

第 3 章 地球環境の保全に関する施策

(地球環境の保全に資する施策)

第 26 条 市は、市民等と連携して地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体及びその他の関係団体と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 4 章 浦安市環境審議会

(設置)

第 27 条 本市に、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定により、浦安市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 28 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 第 10 条第 4 項(同条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定による環境基本計画に関する事項
 - (2) 環境の保全に関する基本的事項及び重要事項
- 2 審議会は、前項の規定により調査審議するほか、環境の保全に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 29 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
 - (2) 事業者
 - (3) 学識経験者
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、当然退職するものとする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(浦安市環境審議会条例の廃止)

2 浦安市環境審議会条例(昭和 47 年条例第 11 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の浦安市環境審議会条例(以下この項において「旧審議会条例」という。)第 3 条第 1 項の規定により委嘱された浦安市環境審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、第 29 条第 2 項の規定

により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第 3 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会条例第 3 条 第 1 項の規定により委嘱された旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 4 この条例の施行前に旧審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審議会がした調査審議の手続は審議会がした調査審議の手続とみなす。

(審議会の委員の任期の特例)

- 5 平成 25 年度において委嘱される審議会の委員の任期は、第 29 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 26 年 7 月 31 日までとする。

(平 25 条例 16・一部改正)

附則(平成 25 年 3 月 29 日条例第 16 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する

3 浦安市環境保全条例

平成 20 年 12 月 25 日 条例第 36 号
改正 令和 3 年 3 月 12 日 条例第 8 号

目次

前文

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 環境の保全に関する施策(第 4 条—第 9 条)
- 第 3 章 公害の防止
 - 第 1 節 ばい煙等に関する規制等(第 10 条—第 23 条)
 - 第 2 節 騒音又は振動に関する規制等
 - 第 1 款 騒音等特定施設及び特定作業(第 24 条—第 35 条)
 - 第 2 款 特定建設作業(第 36 条—第 38 条)
 - 第 3 款 拡声機の使用及び夜間の飲食店営業等(第 39 条—第 43 条)
 - 第 3 節 自動車の排出ガス等に関する規制等(第 44 条—第 46 条)
 - 第 4 節 地盤の沈下等に関する規制(第 47 条—第 57 条)
- 第 4 章 良好な生活環境の保持等(第 58 条—第 62 条)
- 第 5 章 地球環境の保全(第 63 条—第 66 条)
- 第 6 章 雑則(第 67 条—第 70 条)
- 第 7 章 罰則(第 71 条—第 74 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、浦安市環境基本条例(平成 15 年条例第 31 号)の本旨にのっとり、環境の保全に関し市の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制その他の措置を講ずることにより、環境の保全を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 浦安市環境基本条例第 2 条第 1 号に規定する環境への負荷をいう。
- (2) 地球環境の保全 浦安市環境基本条例第 2 条第 2 号に規定する地球環境の保全をいう。
- (3) 公害 浦安市環境基本条例第 2 条第 3 号に規定する公害をいう。
- (4) 滞在者等 浦安市環境基本条例第 2 条第 4 号に規定する滞在者等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、浦安市環境基本条例の例による。

(責務)

第 3 条 市、事業者、市民及び滞在者等は、浦安市環境基本条例第 3 条に定める環境の保全に関する基本理念にのっとり、環境の保全が図られるように、それぞれの立場において、同条例第 4 条から第 7 条までに規定する責務を果たさなければならない。

第 2 章 環境の保全に関する施策

(大気のための施策)

第 4 条 市は、自然エネルギー(太陽光、太陽熱、バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))をいう。)を利用して得ることのできるエネルギーその他環境の保全上の支障を生じさせないエネルギーをいう。以下同じ。)の活用及びエネルギーの使用の合理化(一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために徹底的な効率の向上を図ることをいう。以下同じ。)に関する知識の普及及び啓発その他の大気保全に係る施策を実施するものとする。

(公共用水域の水質の保全のための施策)

第 5 条 市は、生活排水(水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 2 条第 9 項に規定する生活排水をいう。以下同じ。)その他の排水による公共用水域(同条第 1 項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)の水質の汚濁の防止に関する知識の普及及び啓発その他の公共用水域の水質の保全に係る施策を実施するものとする。

(地盤の沈下等の防止のための施策)

第 6 条 市は、地盤の沈下、地下水位の著しい低下、土壌の汚染及び地下水の汚染の防止に関する知識の普及及び啓発その他の地盤の沈下、地下水位の著しい低下、土壌の汚染及び地下水の汚染の防止に係る施策を実施するものとする。

(騒音等の防止のための施策)

第 7 条 市は、騒音、振動及び悪臭の防止に関する知識の普及及び啓発その他の騒音、振動及び悪臭の防止に係る施策を実施するものとする。

(航空機騒音の調査及び公表)

第 8 条 市長は、航空機の騒音の防止に資するため、必要に応じ航空機の騒音の状況を調査し、その結果を公表するものとする。

(自動車の使用に伴う公害の防止のための施策)

第 9 条 市は、環境への負荷がより少ない自動車への転換の促進、自動車の使用の合理化の促進、道路環境の改善並びにこれらに関する知識の普及及び啓発その他の自動車の使用に伴う公害の防止に係る施策を実施するものとする。

第 3 章 公害の防止

第 1 節 ばい煙等に関する規制等

(定義)

第 10 条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ばい煙 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)第 2 条第 1 項に規定するばい煙をいう。
- (2) 粉じん 大気汚染防止法第 2 条第 7 項に規定する粉じんをいう。
- (3) ばい煙特定施設 工場又は事業場(以下「工場等」という。)に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出

するものうち、当該施設から排出されるばい煙が大気
の汚染の原因となるものであって規則で定めるものをいう。
(4) 規制基準 ばい煙特定施設において発生し、排出口か
ら大気中に排出されるばい煙の量の許容限度をいう。

(規制基準)

第 11 条 市長は、規制基準を規則で定めるものとする。
2 市長は、規制基準を定めようとするときは、浦安市環境
審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければ
ならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様
とする。

(規制基準の遵守義務)

第 12 条 ばい煙特定施設を設置している者は、当該ばい
煙特定施設に係る規制基準を遵守しなければならない。

(ばい煙特定施設の設置の届出)

第 13 条 ばい煙特定施設を設置しようとする者は、規則で
定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なけ
ればならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び
代表者の氏名）
 - (2) 工場等の名称及び所在地
 - (3) ばい煙特定施設の種類
 - (4) ばい煙特定施設の構造
 - (5) ばい煙特定施設の使用の方法
 - (6) ばい煙の処理の方法
 - (7) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出には、当該ばい煙特定施設の配
置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第 14 条 一の施設がばい煙特定施設となった際現にその施
設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）
は、当該施設がばい煙特定施設となった日の翌日から起
算して 30 日以内に、規則で定めるところにより、前条第 1
項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による届出について
準用する。

(ばい煙特定施設の変更等の届出)

第 15 条 第 13 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による
届出をした者は、その届出に係る第 13 条第 1 項第 3 号
から第 6 号までに掲げる事項の変更しようとするときは、
規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なけれ
ばならない。
2 第 13 条第 2 項の規定は、前項の規定による届出につ
いて準用する。

(計画変更勧告)

第 16 条 市長は、第 13 条第 1 項又は前条第 1 項の規
定による届出があった場合において、その届出に係るばい
煙特定施設において発生するばい煙の量が規制基準に
適合しないことによりそのばい煙特定施設の設置に係る工
場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その
届出があった日の翌日から起算して 60 日以内に限り、そ
の届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な
限度において、ばい煙特定施設の構造若しくは使用の方
法又はばい煙の処理の方法に関する計画を変更すべきこ
とを勧告することができる。

(実施の制限)

第 17 条 第 13 条第 1 項に規定するばい煙特定施設を
設置しようとする者又は第 15 条第 1 項の規定により届
出なければならない事項の変更しようとする者は、当
該事項に係る届出をした日の翌日から起算して 60 日
を経過した日以後でなければ、それぞれの届出に係るばい
煙特定施設を設置し、又はばい煙特定施設の構造若し
くは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法を変更して
はならない。
2 市長は、第 13 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の規定に
よる届出に係る工場等の周辺的生活環境が損なわれな
いと認めるときは、前項に規定する期間を短縮すること
ができる。

(氏名の変更等の届出)

第 18 条 第 13 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定に
よる届出をした者は、その届出に係る第 13 条第 1 項第
1 号若しくは第 2 号に掲げる事項に変更があったとき、又
はその届出に係るばい煙特定施設の使用を廃止したとき
は、その変更の日又は廃止の日の翌日から起算して 30
日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第 19 条 第 13 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定に
よる届出をした者から、その届出に係るばい煙特定施設を
譲り受け、又は借り受けた者は、当該ばい煙特定施設に
係る当該届出をした者の地位を承継する。
2 第 13 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定による届出
をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る
ばい煙特定施設を承継させるものに限る。）があったとき
は、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設
立した法人又は分割により当該ばい煙特定施設を承継
した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
3 前 2 項の規定により、第 13 条第 1 項又は第 14 条第
1 項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、そ
の承継があった日の翌日から起算して 30 日以内に、その
旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告、改善命令等)

第 20 条 市長は、ばい煙特定施設において発生するばい
煙が規制基準に適合しないことによりその工場等の周辺
の生活環境が損なわれると認めるときは、当該ばい煙特
定施設を設置している者に対し、期限を定めて、その事態
を除去するために必要な限度において、ばい煙特定施設
の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法
を改善し、又はばい煙特定施設の使用の一時停止をす
べきことを勧告することができる。
2 市長は、第 16 条の規定による勧告を受けた者がその勧
告に従わないでばい煙特定施設を設置しているとき、又は
前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わない
ときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ず
ることができる。
3 前 2 項の規定は、第 14 条第 1 項の規定による届出を
した者の当該届出に係るばい煙特定施設については、同
項に規定するばい煙特定施設となった日の翌日から起算
して 1 年間は、適用しない。ただし、その者が第 15 条第
1 項の規定による届出をした場合において当該届出があ
った日の翌日から起算して 60 日を経過したときは、この限り
でない。

(事故時の措置等)

- 第 21 条 ばい煙特定施設を設置している者は、ばい煙特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙が大気中に排出されたことにより当該工場等の周辺の生活環境が損なわれるおそれがあるときは、直ちに、その事故についての応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。
- 2 前項の場合においては、ばい煙特定施設を設置している者は、直ちに、その事故の状況を市長に通報しなければならない。
- 3 市長は、第 1 項の事故に係るばい煙特定施設を設置している者が同項の応急の措置を講じていないと認めるときは、当該者に対し、期限を定めて、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(ばい煙の量の測定等)

- 第 22 条 ばい煙特定施設を設置している者は、当該ばい煙特定施設の排出口から大気中に排出されるばい煙の量を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(粉じんの飛散の防止)

- 第 23 条 建築物の所有者又は占有者は、市民の健康に係る被害を防止するため、粉じんのうち規則で定めるものの飛散の防止のための措置を講じなければならない。

第 2 節 騒音又は振動に関する規制等
第 1 款 騒音等特定施設及び特定作業

(定義)

- 第 24 条 この款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 騒音等特定施設 工場等に設置される施設のうち、著しい騒音又は振動（以下「騒音等」という。）を発生させる施設であって規則で定めるものをいう。
- (2) 特定作業 著しい騒音等を発生する作業のうち、業として行われる作業であって規則で定めるものをいう。
- (3) 規制基準 騒音等特定施設を設置する工場等又は特定作業を行う工場等（以下「特定工場等」という。）において発生する騒音等の特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

(規制基準)

- 第 25 条 市長は、規制基準を規則で定めるものとする。
- 2 市長は、規制基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(規制基準の遵守義務)

- 第 26 条 特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(騒音等特定施設の設置の届出)

- 第 27 条 工場等（騒音等特定施設が設置されていないものに限る。）に騒音等特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- (2) 工場等の名称及び所在地

- (3) 騒音等特定施設の種類及び能力ごとの数
- (4) 騒音等の防止の方法
- (5) 騒音等特定施設の使用の方法
- (6) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出には、当該騒音等特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(特定作業の実施の届出)

- 第 28 条 工場等（特定作業を行っていないものに限る。）において特定作業を行おうとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- (2) 特定作業を行う場所
- (3) 特定作業を行う期間及び時間
- (4) 特定作業で使用する施設及びその能力ごとの数
- (5) 騒音等の防止の方法
- (6) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出には、当該特定作業に使用される施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

- 第 29 条 一の施設が騒音等特定施設となった際現に工場等（その施設以外の騒音等特定施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）又は一の作業が特定作業となった際現に工場等（その作業以外の特定作業が行われていないものに限る。）においてその作業を行っている者（その作業の目的に係る施設の設置の工事を行っている者を含む。）は、当該施設が騒音等特定施設となった日又は当該作業が特定作業となった日の翌日から起算して 30 日以内に、規則で定めるところにより、それぞれ第 27 条第 1 項各号又は前条第 1 項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- 2 第 27 条第 2 項の規定は前項の規定による騒音等特定施設に係る届出について、前条第 2 項の規定は前項の規定による特定作業に係る届出について準用する。

(騒音等特定施設等の変更等の届出)

- 第 30 条 第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 27 条第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 28 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 5 号若しくは第 28 条第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は第 27 条第 1 項第 4 号若しくは第 28 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音等の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。
- 2 第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は、当該特定工場等に設置している騒音等特定施設以外の施設が騒音等特定施設となったとき、又は当該特定工場等で行っている特定作業以外の作業が特定作業となったときは、当該騒音等特定施設以外の施設が騒音等特定施設となった日又は当該特定作業以外の作業が特定作業となった日の翌日から

起算して 30 日以内に、規則で定めるところにより、それぞれ第 27 条第 1 項各号又は第 28 条第 1 項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- 3 第 27 条第 2 項の規定は前 2 項の規定による騒音等特定施設に係る届出について、第 28 条第 2 項の規定は前 2 項の規定による特定作業に係る届出について準用する。

(計画変更勧告)

第 31 条 市長は、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音等が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出があった日の翌日から起算して 30 日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法、騒音等特定施設の使用の方法若しくは配置又は特定作業の作業時間に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

第 32 条 第 27 条第 1 項に規定する騒音等特定施設を設置しようとする者、第 28 条第 1 項に規定する特定作業を行おうとする者又は第 30 条第 1 項の規定により届け出なければならない事項の変更をしようとする者は、当該事項に係る届出をした日の翌日から起算して 30 日を経過した日以後でなければ、それぞれの届出に係る騒音等特定施設を設置し、特定作業を開始し、又は同項の規定により届け出なければならない事項を変更してはならない。

- 2 市長は、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による届出に係る特定工場等の周辺的生活環境が損なわれないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第 33 条 第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る第 27 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号若しくは第 28 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する騒音等特定施設のすべての使用を廃止したとき、若しくは特定工場等で行う特定作業のすべてを行わなくなったときは、その変更の日又は廃止の日若しくは行わなくなった日の翌日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第 34 条 第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の規定による届出をした者から、その届出に係る特定工場等に設置する騒音等特定施設又は特定工場等で行う特定作業に使用される施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該騒音等特定施設又は当該特定作業に係る当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定工場等に設置する騒音等特定施設又は特定工場等で行う特定作業に使用される施設のすべてを承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法

人又は分割により当該騒音等特定施設若しくは当該特定作業に使用される施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 3 前 2 項の規定により、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日の翌日から起算して 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告、改善命令等)

第 35 条 市長は、特定工場等において発生する騒音等が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は騒音等特定施設の使用の方法若しくは配置若しくは特定作業の作業時間の変更をすべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、第 31 条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで騒音等特定施設を設置し、若しくは特定作業を行っているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
- 3 前 2 項の規定は、第 29 条第 1 項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する騒音等特定施設となった日又は特定作業となった日の翌日から起算して 1 年間は、適用しない。ただし、その者が第 30 条第 1 項の規定による届出をした場合において当該届出があった日の翌日から起算して 30 日を経過したときは、この限りでない。

第 2 款 特定建設作業

(定義)

第 36 条 この款において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音等を発生する作業であって規則で定めるものをいう。

(特定建設作業の実施の届出)

第 37 条 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の 7 日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 建設工事に目的に係る施設又は工作物の種類
 - (3) 特定建設作業を行う場所及び期間
 - (4) 騒音等の防止の方法
 - (5) その他規則で定める事項
- 2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- 3 前 2 項の規定による届出には、当該特定建設作業を行う場所の付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(改善勧告、改善命令等)

第 38 条 市長は、特定建設作業に伴って発生する騒音等が規則で定める基準に適合しないことによりその特定建設

作業を行う場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。
- 3 市長は、第 1 項の規則で定める基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第 3 款 拡声機の使用及び夜間の飲食店営業等

(拡声機の使用の規制)

第 39 条 拡声機を使用する者は、区域ごとの音量、使用禁止時間その他の事項について規則で定める基準（以下この款において「使用基準」という。）を遵守しなければならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる放送については、適用しない。
 - (1) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動を行うためにする拡声機の使用
 - (2) 国又は地方公共団体の業務を行うためにする拡声機の使用
 - (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める学校、専修学校若しくは各種学校又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める児童福祉施設の行事を行うためにする拡声機の使用
 - (4) 公共輸送機関の業務のうち旅客等の安全な輸送を行うためにする拡声機の使用
 - (5) 災害、事故等における警戒活動若しくは救助活動又は防犯活動を行うためにする拡声機の使用
 - (6) 電気、ガス、水道又は電気通信の事業に関する緊急の広報活動を行うためにする拡声機の使用
 - (7) 祭礼、運動会等地域の慣習としての行事を行うためにする拡声機の使用
- 3 市長は、使用基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(警告及び命令)

第 40 条 市長は、前条第 1 項の規定に違反して拡声機が使用されたことによりその周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、必要な警告を発し、又はその事態を除去するために必要な限度において、違反行為の停止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(飲食店営業等に係る騒音の規制等)

- 第 41 条 飲食店営業その他の規則で定める営業（以下「飲食店営業等」という。）を行う者は、飲食店営業等に係る夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。以下同じ。）における騒音（音響機器音、楽器音その他客の出入りに伴う騒音を含む。次条において同じ。）の発生については、規則で定める基準を遵守しなければならない。
- 2 市長は、前項の規則で定める基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(改善勧告及び改善命令)

- 第 42 条 市長は、飲食店営業等に係る夜間における騒音が前条第 1 項の規則で定める基準に適合しないことにより当該騒音を発生する場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて、当該騒音の防止の方法の改善、当該営業の時間の制限その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで飲食店営業等を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(飲食店営業等に係る利用者の責務)

第 43 条 夜間において、飲食店営業等を行う場所を利用する者は、みだりに、付近の静穏を害する行為をしてはならない。

第 3 節 自動車の排出ガス等に関する規制等

(自動車の運転者等の義務等)

- 第 44 条 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車（同条第 3 項に規定する原動機付自転車を含む。以下同じ。）を運転する者は、アイドリング・ストップ（自動車を駐車し、又は停車するときに、当該自動車の原動機を停止することをいう。以下同じ。）等を行うことにより、自動車から発生する排出ガス及び騒音を最小限度にとどめるよう努めなければならない。
- 2 規則で定める規模以上の駐車場の設置者及び管理者は、当該駐車場を利用する者が駐車時にアイドリング・ストップをするよう周知しなければならない。
 - 3 自動車を使用者、又は所有する者（以下「使用者等」という。）は、自動車の必要な整備をすることにより、自動車から発生する排出ガス及び騒音を最小限度にとどめるよう努めなければならない。
 - 4 市長は、前 3 項に規定する者に対し、それぞれ当該各項の規定を遵守して当該各項に規定する行為を実施するために必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

(自動車の使用抑制)

- 第 45 条 事業を営む使用者等は、合理的な運行管理、共同輸配送（事業者が共同して荷物等の輸送又は配送を行うことをいう。）の採用その他の輸送効率の向上等により、当該事業の用に供する自動車の走行量を抑制するよう努めなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、使用者等は、日常生活その他の活動において公共交通機関の利用等により、自動車の使用を抑制するよう努めなければならない。

(低公害車等の購入等)

- 第 46 条 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、低公害車（窒素酸化物、粒子状物質等の排出がないか、又はその量が相当程度少ない自動車で規則で定めるものをいう。）又は排出ガスの発生量がより少ない自動車を購入し、又は優先して使用するよう努めなければならない。
- 第 4 節 地盤の沈下等に関する規制

(揚水施設の構造基準及び採取量の制限等)

第 47 条 何人も、市内において、地下水の利用を目的として、動力を用いて地下水を採取するための施設（以下

「揚水施設」という。)を用いて地下水を採取しようとするときは、当該揚水施設の揚水機の吐出口の断面積(揚水機が複数あるときは、すべての揚水機の吐出口の断面積の合計。以下同じ。)の上限を21平方センチメートルとし、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える場合はストレーナーの位置を、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートル以下の場合は揚水機の出力を規則で定める基準に適合させなければならない。

- 2 市内において、地下水の利用を目的として、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートル以下の揚水施設を用いて地下水を採取する者は、規則で定める採取量を超えて地下水を採取してはならない。
- 3 次に掲げる揚水施設については、前2項の規定は、適用しない。
 - (1) 温泉法(昭和23年法律第125号)第11条第1項の規定による許可が必要な揚水施設
 - (2) 工業用水法(昭和31年法律第146号)第3条第1項の規定による許可が必要な揚水施設
 - (3) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和37年法律第100号)第4条第1項の規定による許可が必要な揚水施設
 - (4) 千葉県環境保全条例(平成7年千葉県条例第3号)第39条第1項の規定による許可が必要な揚水施設
 - (5) 非常災害用等公益上必要と市長が認める揚水施設
 - (6) 特定の作業その他臨時的な用に供する揚水施設であって、市長が必要と認めるもの
- 4 市長は、第1項の規則で定める基準又は第2項の規則で定める採取量(以下「構造基準等」という。)を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(揚水施設の設置の届出)

第48条 市内において、揚水施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)
 - (2) 揚水施設の設置の場所
 - (3) 揚水機の出力及び揚水能力
 - (4) 1日当たりの最大採取量及び月平均採取量
 - (5) ストレーナーの位置及び吐出口の断面積
 - (6) 地下水の用途
 - (7) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出には、当該揚水施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第49条 構造基準等が変更された際に前条第1項の規定による届出がされている揚水施設であって、変更後の構造基準等に適合しないこととなるものがあるときは、市長が告示で指定する日から起算して1年を経過する日までの間に限り、当該揚水施設は、構造基準等に適合したものとみなす。

(揚水施設の変更の届出)

第50条 第48条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る同項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更勧告)

第51条 市長は、第48条第1項又は前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る揚水施設が構造基準等に適合しないときは、その届出があった日の翌日から起算して30日以内に限り、その届出をした者に対し、揚水施設が構造基準等に適合するよう揚水施設に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(実施の制限)

- 第52条 第48条第1項に規定する揚水施設を設置しようとする者又は第50条の規定により届け出なければならない事項の変更をしようとする者は、これらの規定による届出をした日の翌日から起算して30日を経過した日以後でなければ、当該届出に係る揚水施設を設置し、又は同項第3号から第6号までに掲げる事項を変更してはならない。
- 2 市長は、第48条第1項又は第50条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名等の変更等の届出)

第53条 第48条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第48条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る揚水施設の使用を廃止したときは、その変更又は廃止の日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

- 第54条 第48条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る揚水施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該揚水施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。
- 2 第48条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る揚水施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該揚水施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により、第48条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日の翌日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告及び改善命令)

- 第55条 市長は、揚水施設が構造基準等に適合しないときは、当該揚水施設を設置している者に対し、期限を定めて、構造基準等に適合するよう当該揚水施設を変更すべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、第51条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで揚水施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(地下水の採取量の測定、記録及び報告)

第56条 市内において、揚水施設を設置している者のうち、規則で定める者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る揚水施設に係る地下水の採取量を測定し、その結果を記録するとともに、その内容を市長に報告しなければならない。

ならない。

(地下水の採取量の減少勧告)

第 57 条 市長は、湧水等による地下水の著しい低下により地盤沈下の発生等生活環境に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、揚水施設により地下水を採取している者に対し、地下水の採取量を減少すべきことを勧告することができる。

第 4 章 良好な生活環境の保持等

(近隣の生活環境への配慮)

第 58 条 市民は、日常生活に伴って発生する音、振動又はにおいにより近隣の生活環境を損なうことのないよう相互に配慮し合い、良好な生活環境の保持に自ら努めなければならない。

2 事業者は、自らの事業活動に伴って発生する音、振動又はにおいにより近隣の生活環境を損なってはならない。

(生活排水の排出における調理くずの適正な処理等)

第 59 条 市民及び滞在者等は、生活排水を排出するときは、調理くず、廃食油等の処理を適正に行うとともに、洗剤の使用に当たっては使用する量を少なくするなど、環境に配慮した使用に努めなければならない。

(資材等の崩落等の防止)

第 60 条 事業者は、その事業に使用する資機材又はその事業により生じた廃材等若しくは土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。）（以下「資材等」という。）が、他の場所に崩落し、飛散し、又は流出しないよう必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、資材等が他の場所に崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずべきことを指導することができる。

(砂じんの飛散の防止)

第 61 条 土地の所有者又は占有者は、当該土地から砂じんを飛散させないように、へい、防じんカバー又は散水設備の設置その他必要な措置を講ずよう努めなければならない。

(投光器等の使用に当たっての市民生活への配慮)

第 62 条 何人も、投光器、サーチライト、スポットライト、レーザーその他これらに類する物を使用するときは、市民の生活環境を損なわないよう努めなければならない。

第 5 章 地球環境の保全

(地球環境の保全のための施策)

第 63 条 市は、地球環境の保全のため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 2 条第 3 項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化その他の地球温暖化を防止するための施策
- (2) 資源又はエネルギーの消費の抑制又は循環的な利用のための施策
- (3) オゾン層の保護及び酸性雨の防止に関する知識の普及及び啓発を図るための施策

(自然エネルギーの優先的な導入等)

第 64 条 市、事業者及び市民は、地球温暖化の防止及びオゾン層の保護のため、その事業活動又は日常生活において、自然エネルギーの優先的な導入及びエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

(動植物の多様性の確保及び生態系の保全)

第 65 条 市は、事業者及び市民と協働し、陸域及び水域における動植物の多様性の確保及び生態系の保全に係る施策を実施するものとする。

- 2 事業者は、自ら又は市及び市民と協働し、陸域及び水域における動植物の多様性の確保及び生態系の保全に努めなければならない。
- 3 市民は、自ら又は市及び事業者と協働し、陸域及び水域における動植物の多様性の確保及び生態系の保全に努めなければならない。

(グリーン購入)

第 66 条 市は、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、グリーン購入（物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けるに当たり、その必要性を十分に考慮し、当該物品若しくは役務の環境情報（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する環境情報をいう。以下同じ。）又は事業者に関する環境情報を勘案して行うことをいう。）に係る知識の普及及び啓発その他のグリーン購入を促進するための施策を実施するものとする。

- 2 市は、物品又は役務の調達に当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、積極的にグリーン購入を推進するものとする。
- 3 事業者及び市民は、グリーン購入に関し理解を深め、グリーン購入を行うよう努めなければならない。

第 6 章 雑則

(公害等に関する苦情の処理)

第 67 条 市長は、公害及び良好な生活環境を損なう行為に関する苦情について、市民の相談に応じ、かつ、適切に処理するものとする。

- 2 事業者は、その事業活動が原因となる公害及び良好な生活環境を損なう行為に関する苦情について、その責任において適切に処理しなければならない。

(公害に係る特別の措置の勧告)

第 68 条 市長は、事業者が事業活動に伴い公害を発生し、又は発生するおそれのある場合において、特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(報告及び検査)

第 69 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙特定施設（第 10 条第 3 号に規定するばい煙特定施設をいう。以下同じ。）を設置する者、騒音等特定施設（第 24 条第 1 号に規定する騒音等特定施設をい

- う。以下同じ。)を設置する者、特定作業(第24条第2号に規定する特定作業をいう。以下同じ。)を行う者、特定建設作業(第36条に規定する特定建設作業をいう。以下同じ。)を伴う建設工事を施工する者、拡声機を使用して放送を行う者、夜間に飲食店営業等を行う者若しくは揚水施設を設置する者に対し、ばい煙特定施設の状況、騒音等特定施設の状況、特定作業の状況、特定建設作業の状況、拡声機を使用して行う放送の状況、夜間の飲食店営業等の状況、揚水施設を設置若しくは地下水の採取の状況その他必要な事項の報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、ばい煙特定施設を設置する者のばい煙特定施設を設置する工場等、騒音等特定施設を設置する者の特定工場等、特定作業を行う者の特定工場等、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工場の場所、拡声機を使用して放送を行う者の放送を行う場所、夜間に飲食店営業等を行う者の飲食店営業等を行う場所若しくは揚水施設を設置する者の揚水施設を設置する場所に立ち入り、ばい煙特定施設の状況、騒音等特定施設の状況、特定作業の状況、特定建設作業の状況、拡声機を使用して行う放送の状況、夜間の飲食店営業等の状況、揚水施設を設置の状況若しくは地下水の採取の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
 - 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(規則への委任)

第70条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第71条 第20条第2項、第21条第3項、第35条第2項、第42条第2項又は第55条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第72条 第38条第2項又は第40条の規定による命令に違反した者は、6ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第73条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- 第14条第1項、第29条第1項、第30条第2項又は第37条第1項の規定による届出をしない者
- 第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項、第27条第1項、第28条第1項、第29条第1項、第30条第1項若しくは第2項、第37条第1項、

- 第48条第1項又は第50条の規定による届出について虚偽の届出をした者
- 第17条第1項、第32条第1項又は第52条第1項の規定に違反した者
 - 第56条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 第69条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 第74条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成21年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 施行日前に改正前の浦安市公害防止条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の浦安市環境保全条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 改正後の第48条第1項の規定は、この条例の施行の際現に揚水施設を設置している者についても適用する。この場合において、同項中「設置しようとする者」とあるのは、「設置している者(設置の工事をしている者を含む。)」と読み替えるものとする。
- 前項の規定により適用される改正後の第48条第1項の規定による届出は、平成21年8月31日までに行わなければならない。
- この条例の施行の際現に揚水施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)については、改正後の第47条第1項及び第2項、第55条並びに第56条の規定は、市長が告示で指定する日から起算して1年を経過する日までの間は、適用しない。
- 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(令3条例8・一部改正)

附則(令和3年3月12日条例第8号)

この条例は、令和3年3月12日から施行する。

令和4年版 第3次浦安市環境基本計画年次報告書

令和5年3月発行

浦安市環境部環境保全課

〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

Tel (047) 352-6481 (直通)

Fax (047) 381-7221

市ホームページ <http://www.city.urayasu.lg.jp>